

第2期

日南町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
日南町

はじめに

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」に伴い、市町村において、「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を総合的計画的に行うことが責務とされ、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し5年が経過しました。この間、日南町では、新たに保育料や小中学生のバス定期無償化、高等学校等教科書助成・高校生通学費等助成、在宅育児サポート事業など経済的支援の拡充を行いました。また、子育て世代包括支援センターの開設、子育て支援センターの土曜日開放、家庭看護力向上事業、子育てハンドブックの作成、ツリーハウス・展望台の設置など、子ども達がこの町に生まれて良かったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような日南町にしていきたいと、子育て支援事業を展開してきました。

第2期は、ニーズ調査をもとに、現状と課題を整理するとともに「第6次日南町総合計画」並びに「日南町教育大綱」を踏まえ、本計画を策定し取り組んでいくこととしました。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を社会全体で充実させていくことが求められています。地域に子ども達の声が聞こえ、子ども達の笑顔があふれる町、住んで誇れる日南町を、地域で生きるみんなで創ってまいりましょう。

令和2年3月



日南町長 中村英明

目次

第1章 計画の策定にあたって……………	1
1 計画策定の背景と目的	
2 計画の性格と位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制と策定経過	
5 計画の対象	
第2章 日南町の子ども・子育てを取り巻く環境……………	3
1 人口動向と推移	
2 子育てに関する状況	
3 子育て支援施策の実施状況	
4 子育て支援ニーズ	
第3章 計画の基本的な考え方……………	25
1 子ども・子育てビジョン（基本理念）	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第4章 子育て支援事業の量の見込みと提供体制……………	43
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
第5章 計画の推進……………	47
1 計画の推進	
2 計画の進行管理	
資料編……………	48
1 日南町こどもゆめ基金運営審議会規則	
2 委員名簿	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年においても進む少子化をはじめ、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。アンバランスな人口構造が、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力を低下させ将来的な社会経済への深刻な影響が懸念されています。

このような状況下、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指すこととなりました。

平成27年度からこれらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が開始され、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の量的・質的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

日南町では、子どもたちがこの町に生まれ育って良かったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような日南町にしていきたいとの願いを含め、「人とともに生きていることを感じられる子」を育むことを基本理念とし、町民、関係機関と連携し子どもの成長過程を総合的に支援する施策を推進してきました。しかしながら、本町においても子どもと家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備が引き続き求められています。

日南町における「子ども・子育て支援事業計画」では、これまでの取組を適切に評価し、関係機関等との連携を深めながら、子ども子育て支援の充実を図り、「住んで誇れる日南町」を目指します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

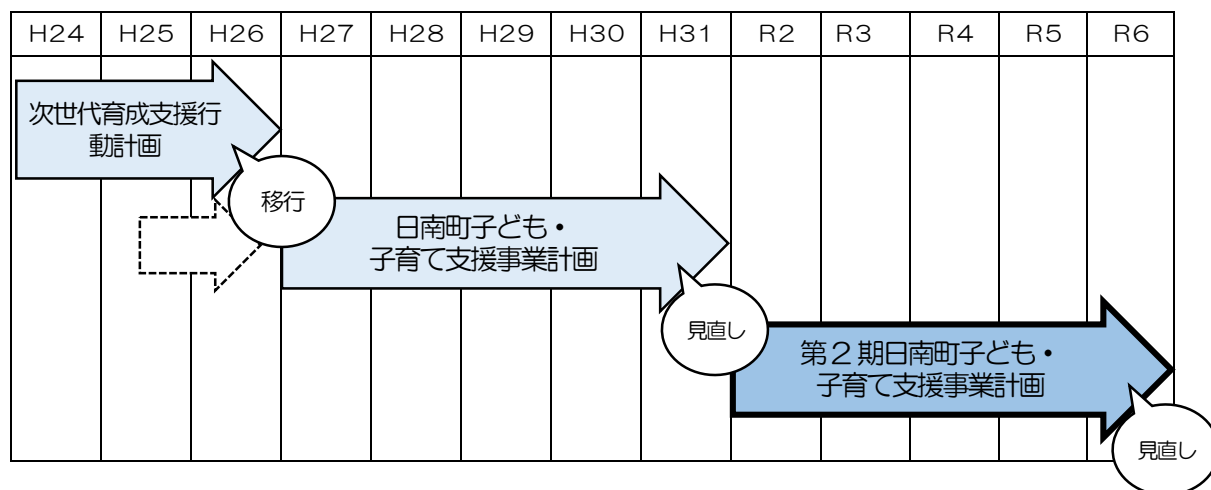
この計画は、子ども・子育て支援法（平成24年8月成立）に基づき、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本方針」を踏まえています。また、「日南町子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子育て支援の方向性を示す計画として策定しました。

(2) 関連計画との関係

この計画は、母子保健や児童福祉、教育や労働等の子どもの育ちや子育て支援に関する様々な施策を推進するものであり、「第6次日南町総合計画」「日南町教育大綱」をはじめ、町の関連する諸計画との整合性を図り策定しました。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年の計画期間とし、今後5年ごとに計画を作成します。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中にも見直しを行うことも想定されます。



4 計画の策定体制と策定経過

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたって、子育て中の保護者の意見やニーズを反映した計画とするため、令和元年度において、町内在住の0歳から小学校6年生までの子ども247人の保護者を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を実施しました。

(2) 日南町子ども・子育て支援事業計画の審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に向け、様々な検討を進めるため、町内の事業所、産業、教育、福祉の関係機関、そして保護者等で構成されている「日南町こどもゆめ基金運営審議会」の委員により計画の内容等について審議を行いました。

なお、本計画の改訂にあたっては、引き続き、本会議で内容等の審議を行います。

5 計画の対象

本計画は、子どもや若者をはじめとする子育て家庭、町民、事業者、行政などすべての個人、団体を対象とします。

第2章 日南町子ども・子育てを取り巻く環境

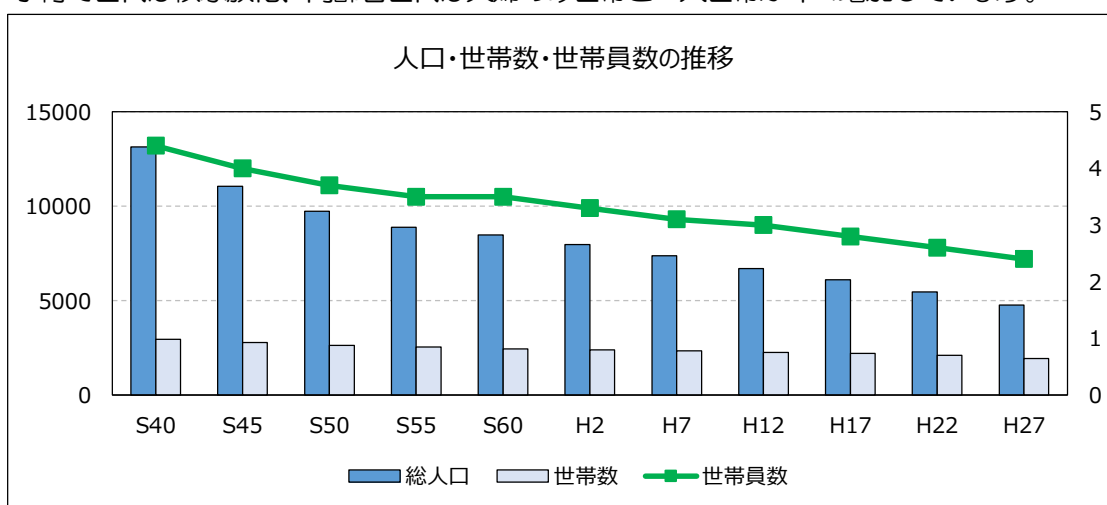
1 人口動向と推移

(1) 人口・世帯数・世帯員数の推移

昭和35年に15,286人いた人口は、平成22年には5,460人、平成27年には4,765人となり、この5年で約700人の減少が見られます。

世帯数は3割程度減少した程度ですが、一世帯あたりの平均人数を示している世帯員数は昭和35年には4.9人だったのに対し、平成27年は2.4人と半分以下となっています。

子育て世代は核家族化、高齢者世代は夫婦のみ世帯と一人世帯が年々増加しています。

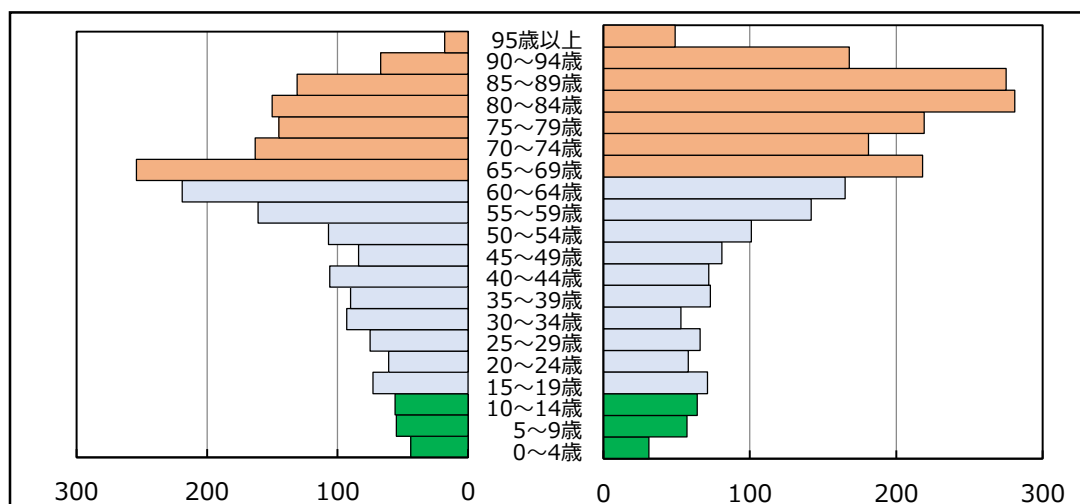


国勢調査より

(2) 5歳年齢階級別人口ピラミッド

0～14歳の年少人口は、平成26年3月では約400人（構成比7.6%）でしたが、平成31年3月では約300人（構成比6.7%）まで減少しています。

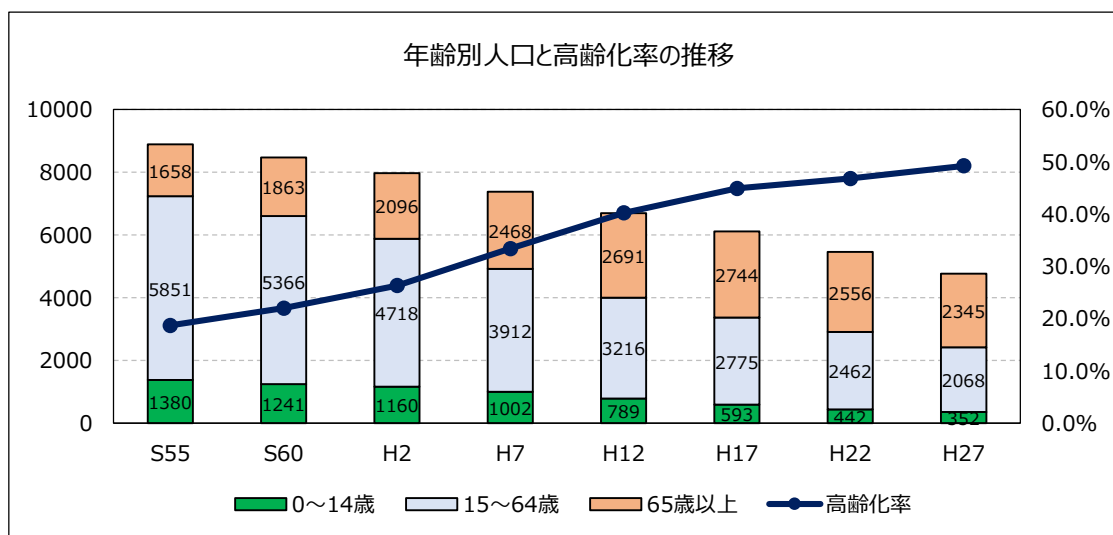
また、65歳以上の高齢人口は2,319人（50.6%）、15～64歳の生産年齢人口は1,951人（42.6%）であり、支えられる世代（年少人口+高齢人口）を支える世代（生産年齢人口）が下回る状況にあります。



平成31年3月31日時点住民基本台帳より

(3) 年齢別人口と高齢化率の推移

少子高齢化の進展に伴い、総人口および高齢者人口ともに年々減少しています。高齢者（65歳以上）人口は、平成17年をピークに減少に転じており、後期高齢者（75歳以上）人口は、平成22年をピークに減少に転じました。



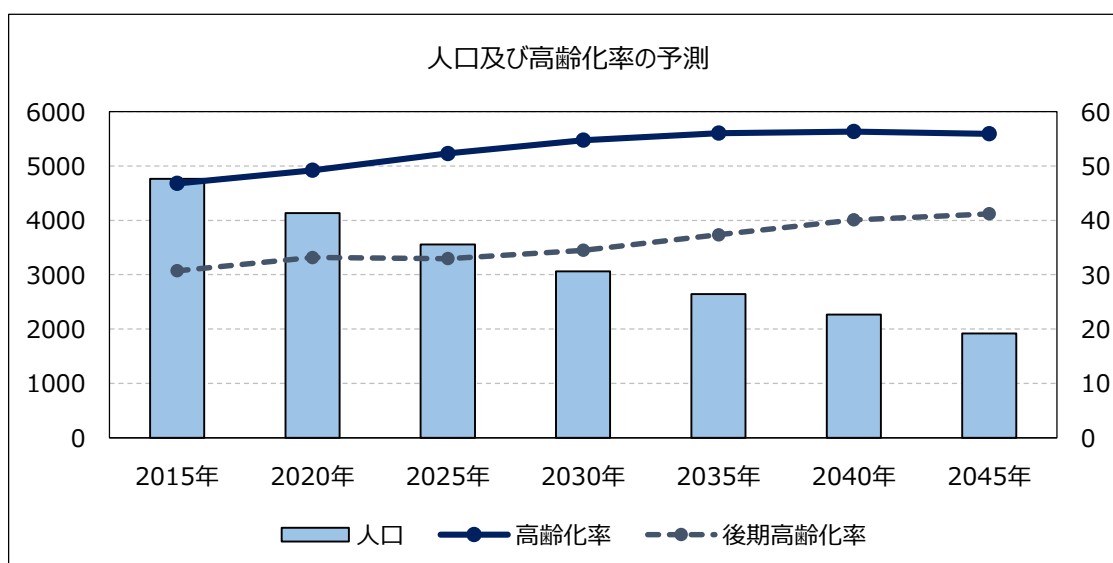
国勢調査より

(4) 人口と高齢化率の予測

人口は年々減少し、2045年には現在の約半数になると予測されています。高齢化率は、2035年にピークを迎え、その後減少するとされています。

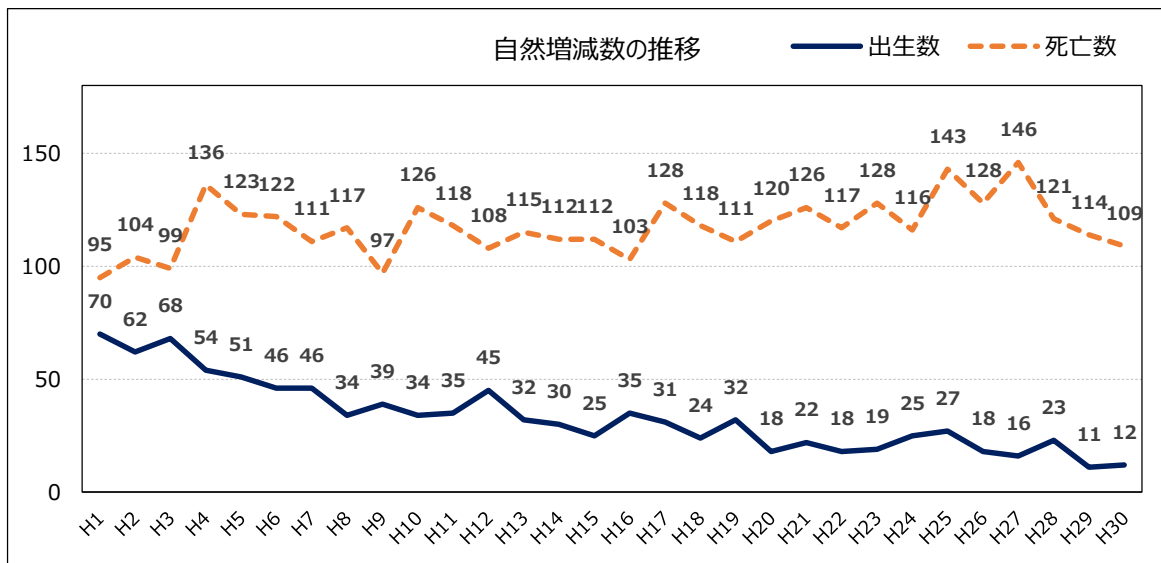
次頁図の自然増減及び社会増減の推移からも、年間100人以上の減少が見られることが明らかです。

出生数を維持していくためにも、子どもを産み育てやすい環境づくりや子育て支援の充実を図っていく必要があると考えます。



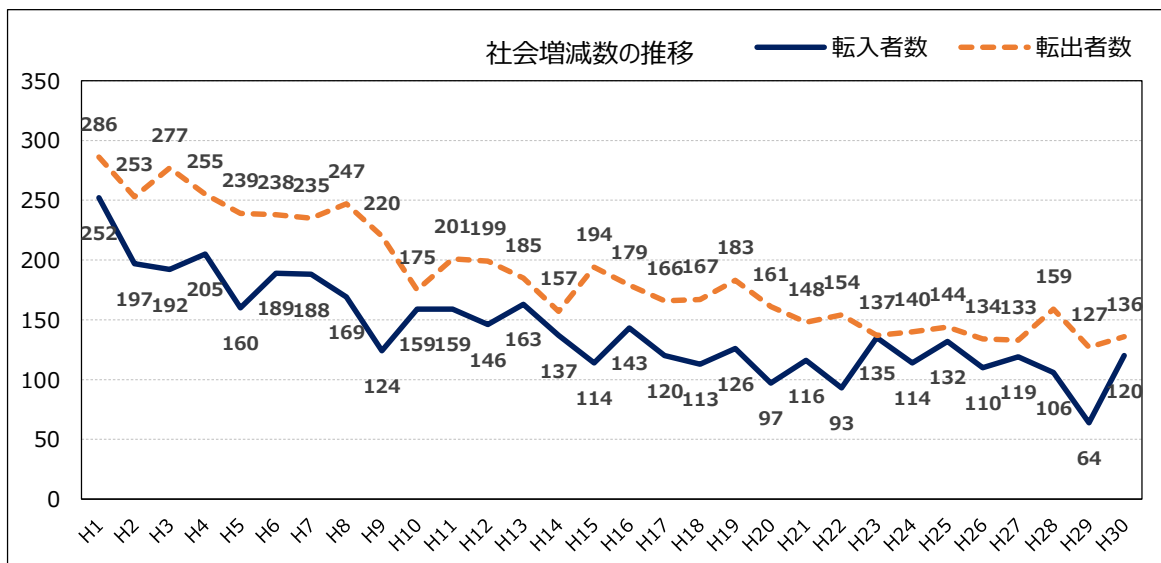
(参考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（H30.3月推計）」より

(5) 出生数と死亡数の推移 (自然増減)



住民基本台帳より (各年度末時点)

(6) 転入・転出の推移 (社会増減)



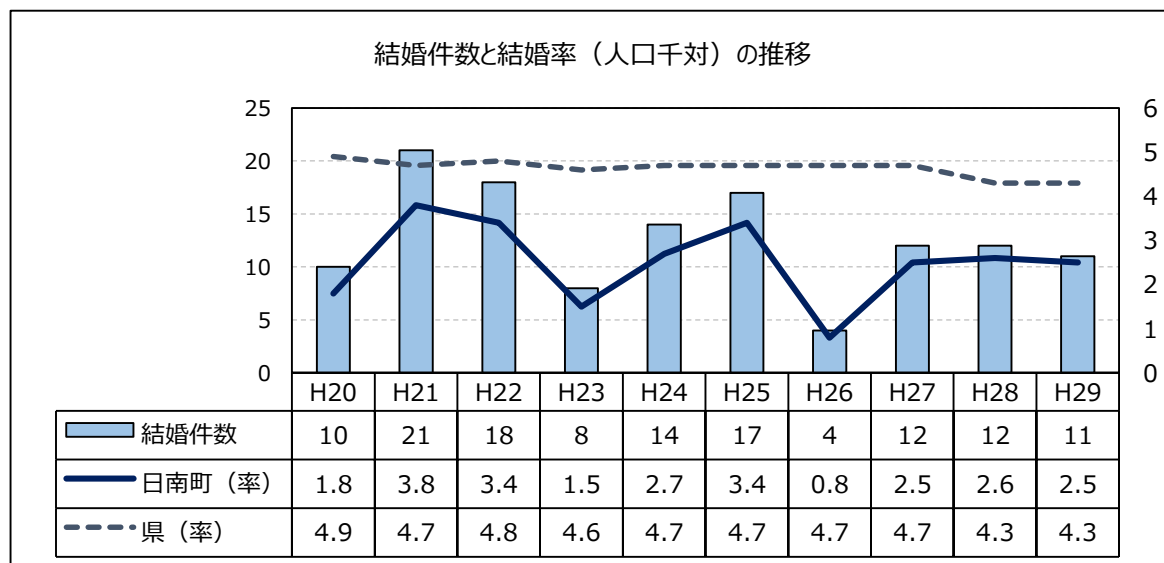
住民基本台帳より (各年度末時点)

(7) 結婚及び離婚の動向

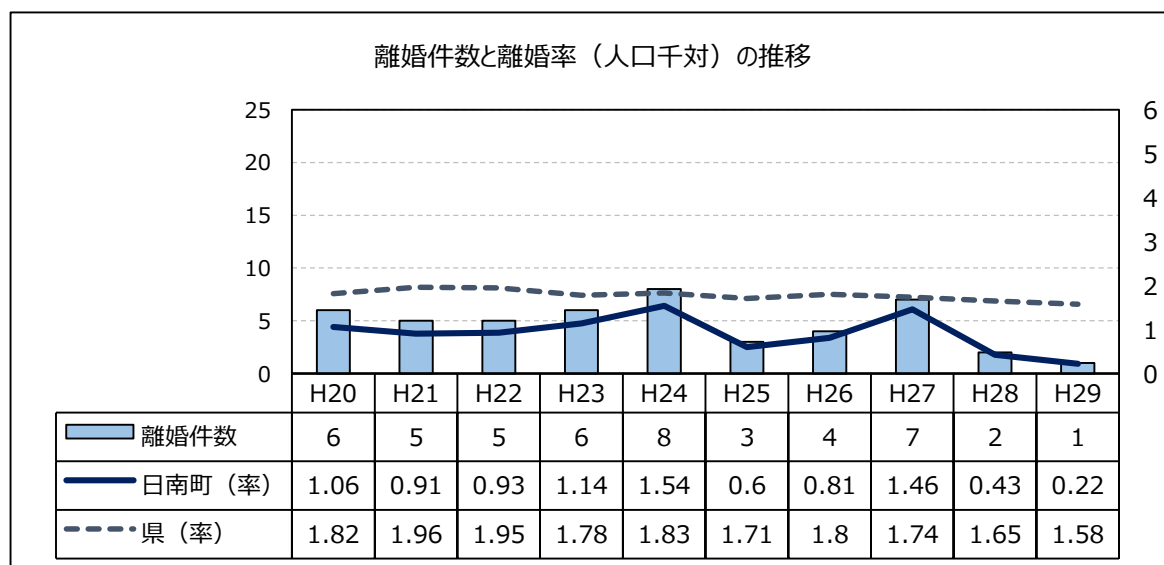
結婚及び離婚件数については、年によってバラつきがあるものの、どちらも減少傾向にあり、結婚率及び離婚率については、県平均と比較してどちらも低い傾向にあります。

婚姻関係を結ぶ（もしくはそれを前提とする）上で、妊娠・出産・子育てという流れに至るカップルが多いですが、中にはシングルで妊娠・出産・子育てをされる方もあります。

一概に「結婚＝子どもを生む」ということではありませんが、結婚件数が出生数等に影響してきます。また、父子家庭や母子家庭をサポートすることも子育て支援として必要となります。



鳥取県人口動態統計より



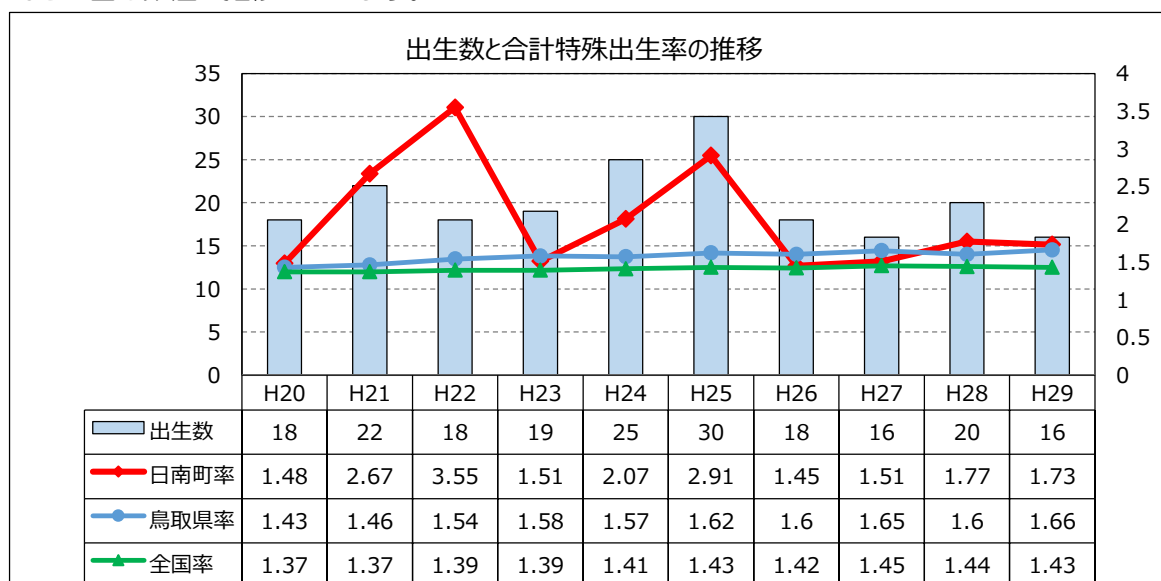
鳥取県人口動態統計より

2 子育てに関する状況

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

約30人前後で推移していましたが、近年では出生数が減少し、15~20人前後となっています。25年はやや回復し、30人の出生がありました。26年以降横ばい傾向です。

合計特殊出生率は、15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。単年ごとに比較すると概ね、全国や県の平均を上回る数値で推移しています。

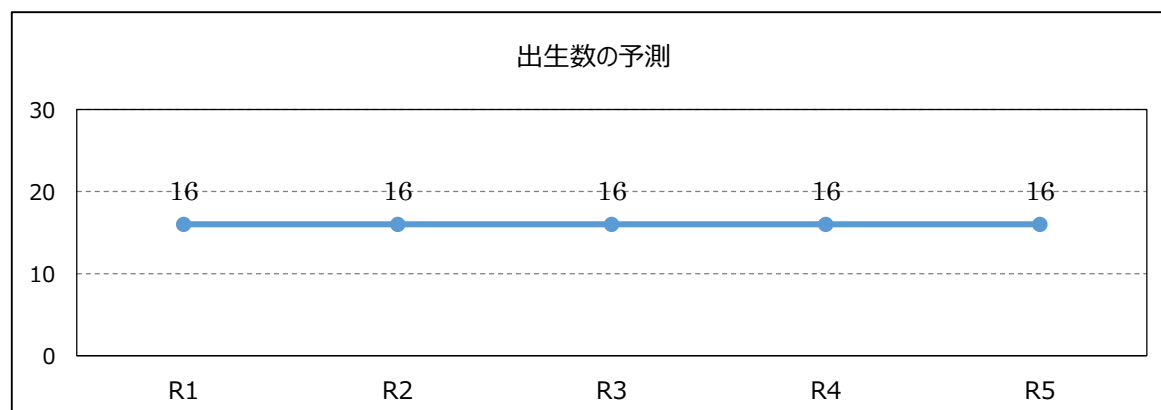


鳥取県人口動態統計及び日南町住民基本台帳より

(2) 出生数の予測

住民基本台帳人口及び外国人登録人口を用いて「コーホート変化率法」で推計した結果から導き出された値です。緩やかな減少を示しています。

しかし現時点(令和2年3月)で、令和元年の出生数は21人であり、計算上の出生数と差があります。実際の出生数は年によってバラつきがありますので、今後はこの予測値よりも大きく下回る可能性もあります。

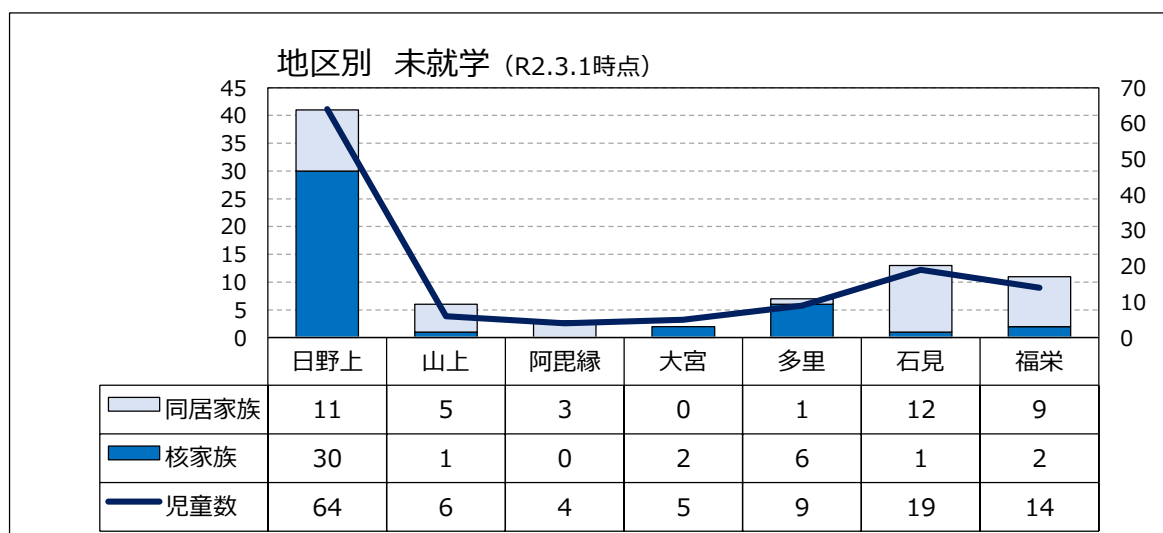


将来推計人口のためのワークシートより算出

(3) 地区別未就学・中学生以下児童数及び世帯数の推移

地区別に小学校就学前の児童数を比較してみると、約半数が日野上地区におり、圧倒的に一地区に集中していることがわかります。

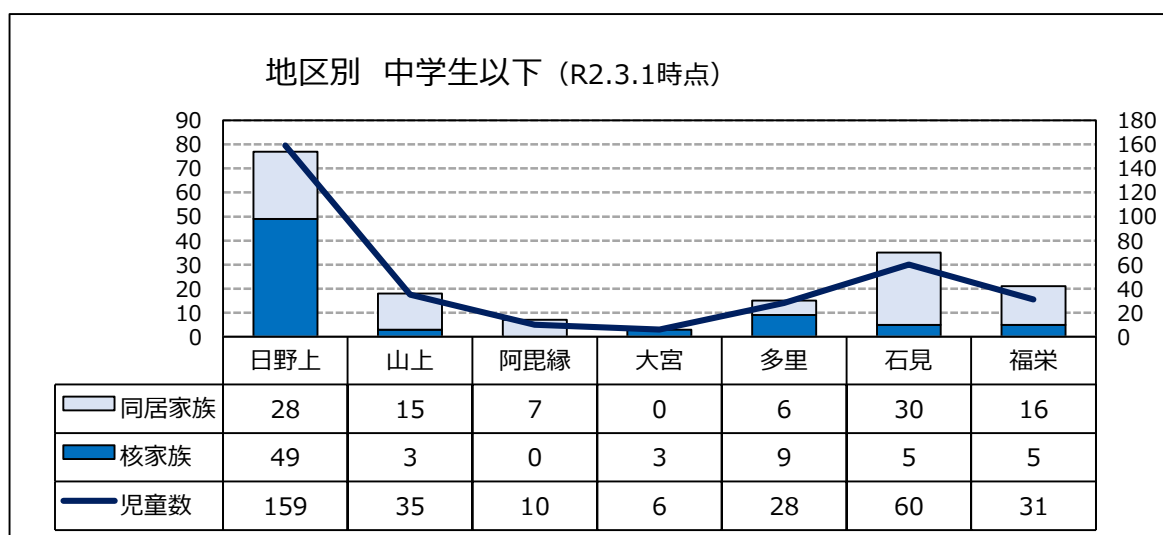
また日野上地区において、未就学前児童のいる41世帯のうち、30世帯（約73%）が核家族世帯という状況であります。その他の地区は祖父母等との同居世帯が多い状況にありますが、子どもを連れてのUターン世帯もあり、核家族での子育て世帯は増えています。



令和2年年3月1日時点住民基本台帳より

中学生以下の児童は329人、世帯数は176世帯となっています。そのうち77世帯（43.8%）が日野上地区に在住している状況です。

中には、小中学生のいない地域もあります。



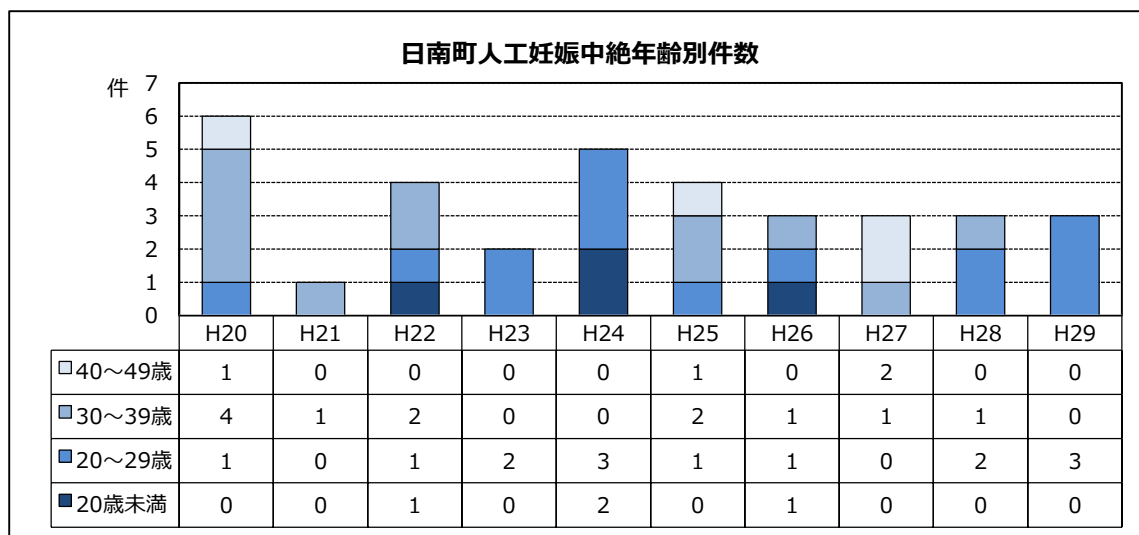
令和2年年3月1日時点住民基本台帳より

(4) 人工妊娠中絶数の推移

中絶件数はその年によって変動はありますが、緩やかに減少傾向にあります。

年によって中絶を行う年代は異なりますが、割合としては20～30代の中絶が目立ちます。

家族計画指導を徹底するとともに、思春期保健対策として保育園～中学校において実施している「いのちの教育」を継続し、自分のことも相手のことも大切に出来る人を増やし、中絶はもろく望まない妊娠等を未然に防ぐことも必要であると考えます。



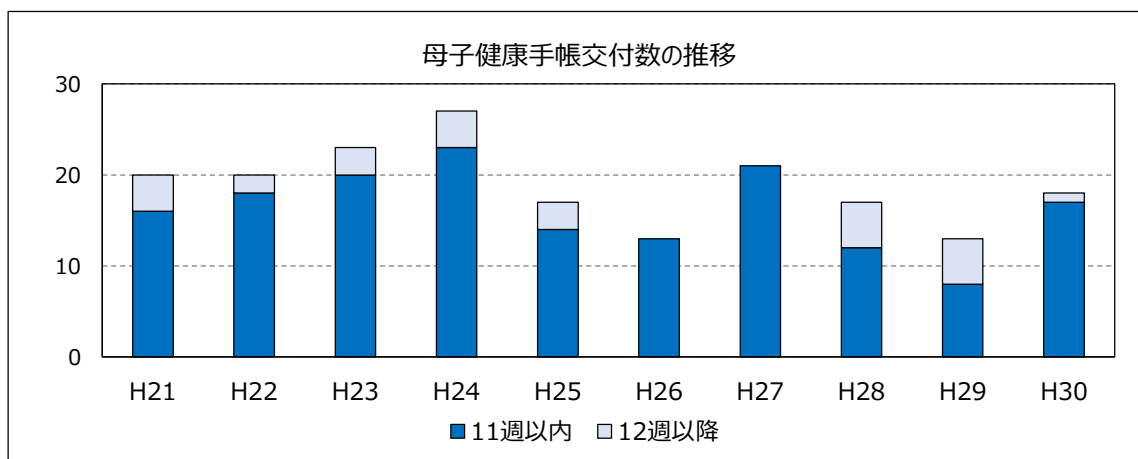
鳥取県人口動態統計より

(5) 母子保健事業実績の推移

1) 母子健康手帳の交付

年により交付数の変動がありますが、大体妊娠10週前後に母子健康手帳を交付する流れになっています。希に、妊娠中期～後期まで妊婦健診を受診しない「飛び込み出産」に近いケースもありましたが、妊婦健診に係る費用の助成を21年以降拡充したことにより、そのようなケースはなくなってきています。

交付時は、サポートアンケートを元に必ず保健師が面談を行い、これからの妊娠期の生活での不安等聞き取りを行います。必要に応じて訪問や電話連絡等を行い、サポートしています。

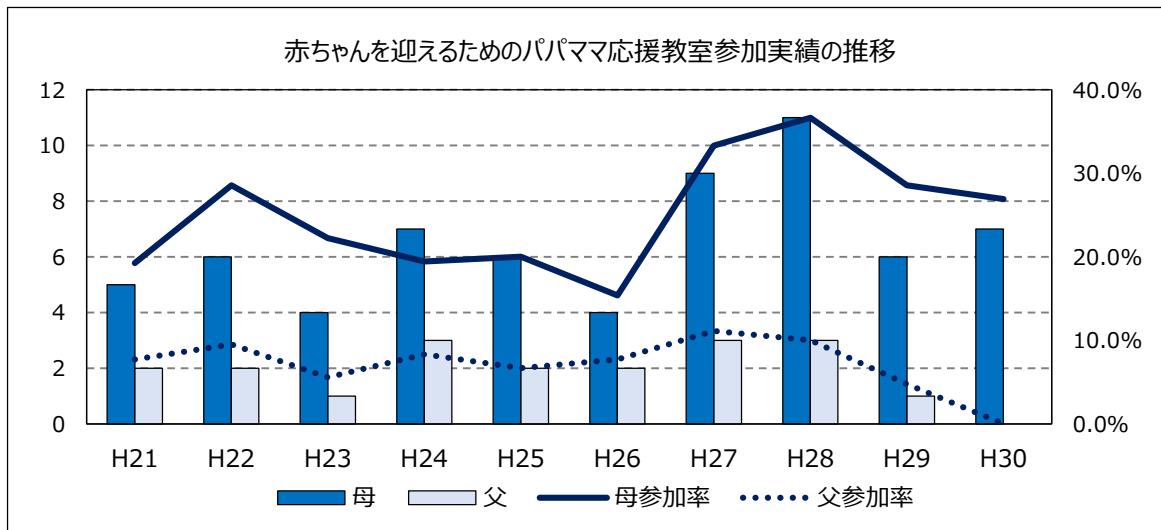


地域保健・健康増進事業報告より

2) 赤ちゃんを迎えるためのパパママ応援教室（両親学級）

受診医療機関において母親学級及び両親学級は開催されていますが、地域の中での仲間作りを目的に継続しています。

平日開催のため、父親の参加率はやや低い状況にありますが、年間平均6組の参加があります。夫婦もしくは祖父母等と一緒に参加されることで家族内での理解や協力を深めるきっかけになったり、先輩パパママとの出会いの場にもなったり、仲間作りの一助になっていると言えます。



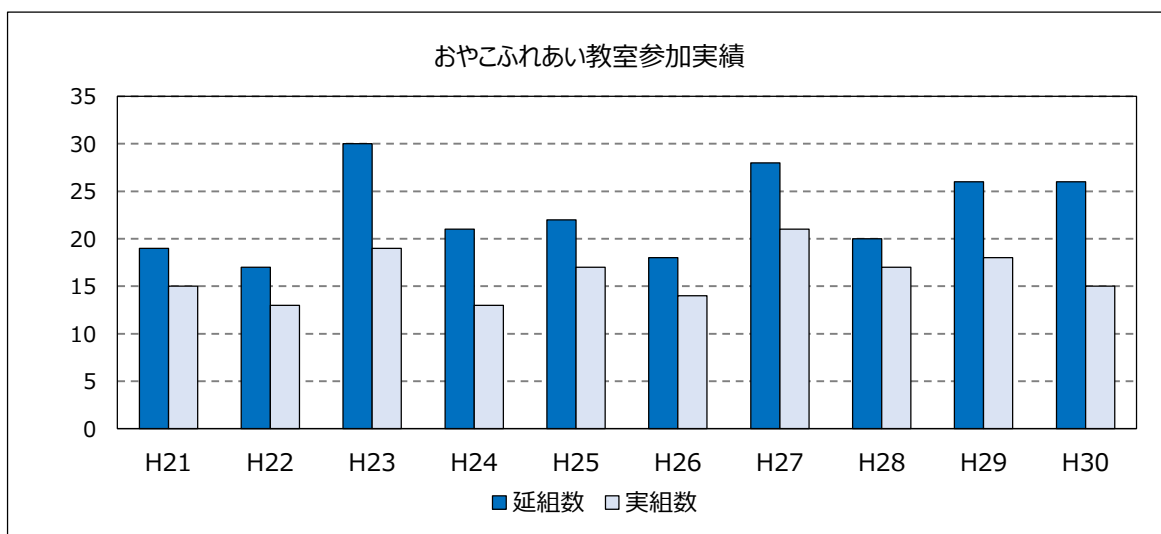
地域保健・健康増進事業報告より

3) おやこふれあい教室

出産後まもない時期は、母親が身体的にも精神的にも厳しい状況になりやすく、孤立しやすいと言われます。この時期に、母親同士が出会い、ベビーマッサージを通じて助産師から子どもへのかかわりを学んだり、交流を図ったりする機会として場を設けています。

出生数によって変動はあるものの、平均15~20組の親子の参加があります。

以前は健康福祉センターを会場にしていたが、平成25年度の子育て支援センター移転拡大に伴い、会場を変更して開催しています。

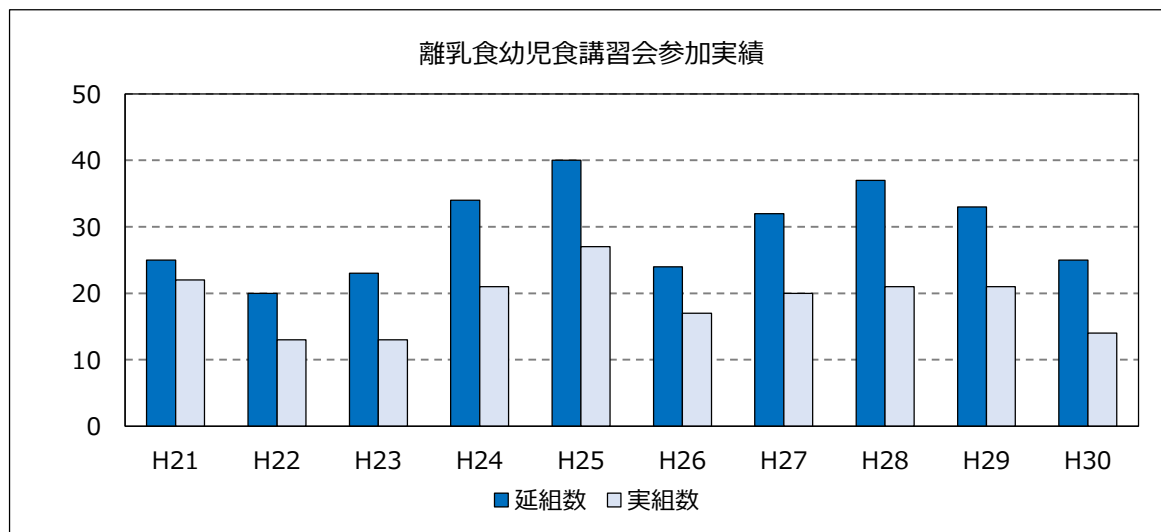


地域保健・健康増進事業報告より

4) 離乳食幼児食講習会

食育の第一歩である離乳食については、食べ方・食べさせ方のコツや食事の大事さを伝えるために力を入れて取り組んでいます。離乳食から普通食への移行でつまずく子どもも増え、幼児食の視点も交えつつスムーズな移行を目指しています。

年々減少する出生数に伴って、延組数は減少していますが、第1子目の保護者等、必要な方は参加されている状況です。

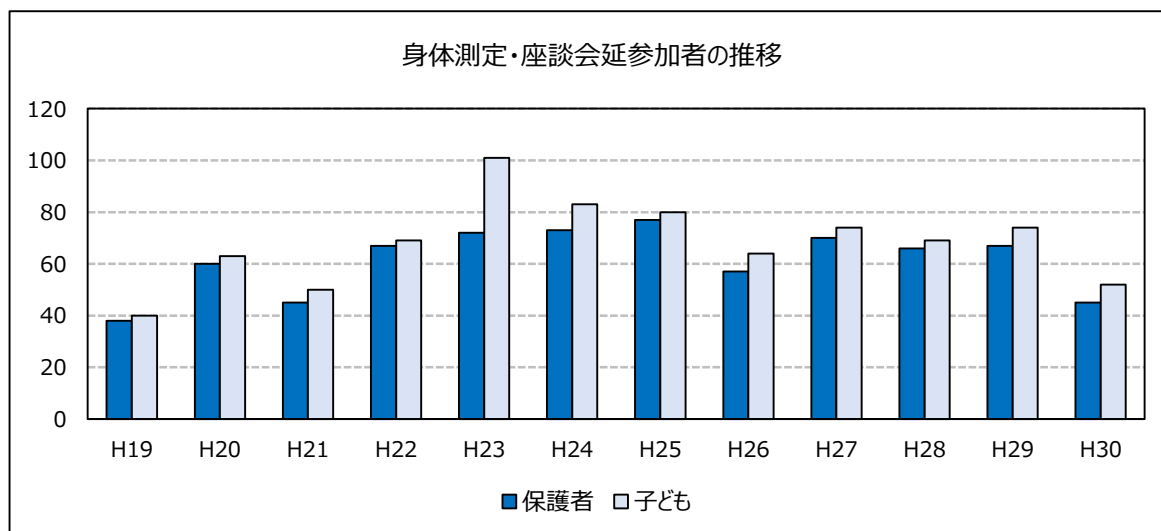


地域保健・健康増進事業報告より

5) 身体測定・座談会

平成19年度の子育て支援センター設置に伴い、育児相談の場を確保することを目的に、偶数月（乳児健診のない月）に開催し始めました。

我が子の成長への関心は高く、特に体重増加について不安を抱える保護者が多かったのもあり、毎回多くの参加があります。延参加者数も同様に減少していますが、出生数の減少に伴うものであり、対象の方はほぼ全員が1回以上は参加されている状況です。



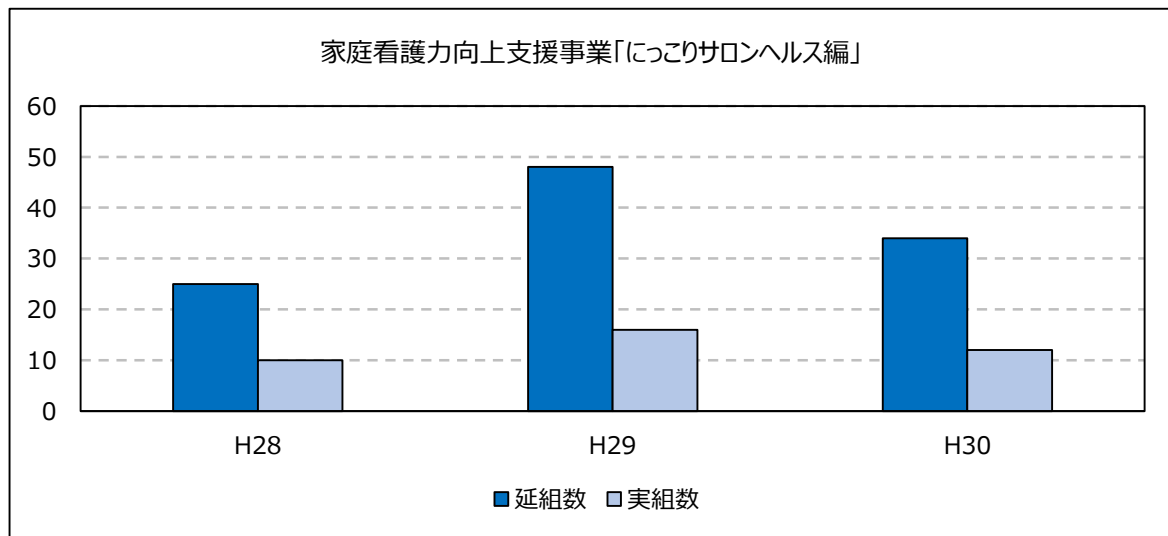
地域保健・健康増進事業報告より

6) 家庭看護力向上支援事業「にっこりサロン～ヘルス編～」

平成25年より日南病院に常駐小児科医師が不在となり、週2回の診療は維持しているものの、子育て中の保護者の不安を解消し切れずおられません。

そこで、平成28年9月より保護者や家族の家庭看護力自体を向上させ、適切な医療受診行動の判断が行えるように支援することを目的に、月1回小児科医師による座談会を開始しました。

いざと言うときどのように動けばよいか具体的な事例や症状を元に直接話をしていただき、保護者の不安軽減・緩和に努めています。第1子目の保護者からは具体的でわかりやすいという意見もあり、不安の軽減・緩和に役立っていると考えます。

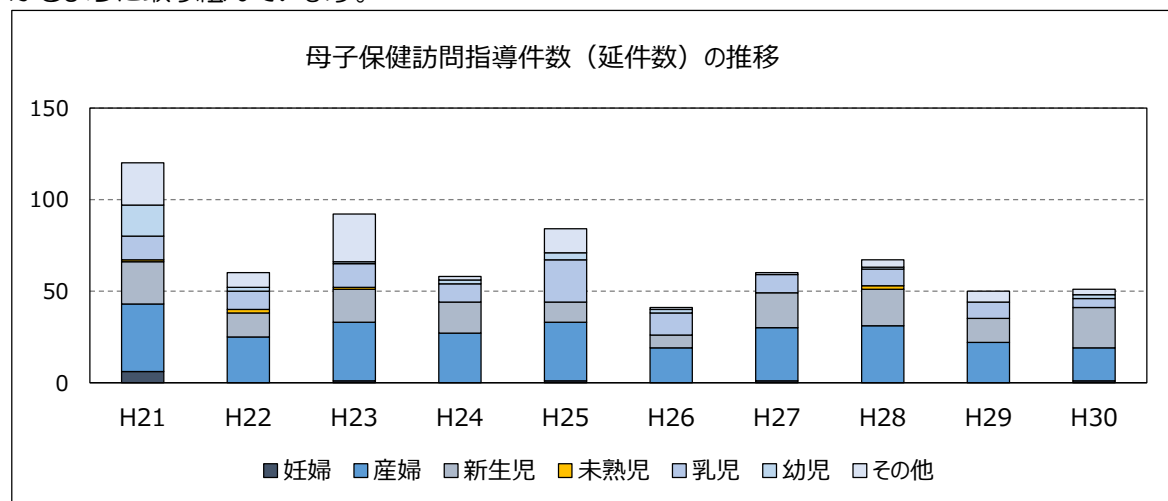


地域保健・健康増進事業報告より

7) 母子保健訪問指導事業件数の推移

妊産婦及び新生児・乳児等の訪問件数がほとんどですが、幼児や学童期にある子どもの支援のために訪問することも少なくありません。

出生数の減少に伴い、母子の訪問件数は減少傾向にあります。新生児・乳児への訪問については保健師と管理栄養士がほぼ全数訪問を行い、出産直後からスムーズに子育て支援事業につながるよう取り組んでいます。



地域保健・健康増進事業報告より

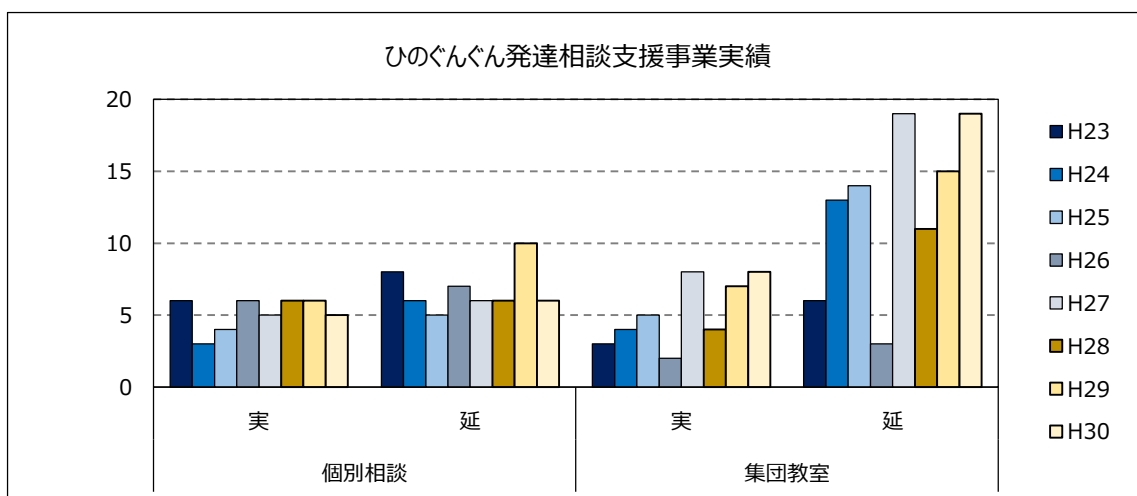
(6) 発達支援及び家庭児童相談の実績

1) ひのぐんぐん発達相談指導事業の推移

日野郡に発達支援の場を確保するため23年度より県と日野郡3町の共同実施という形で、「ひのぐんぐん発達支援事業」と称して実施しています。

乳幼児健診からの紹介先として個別に相談対応する場と、成長発達の促進のために遊びを通して支援していく集団教室の2本立てで開催。保護者の学びの場も設け、気軽に相談できる場として活用しています。

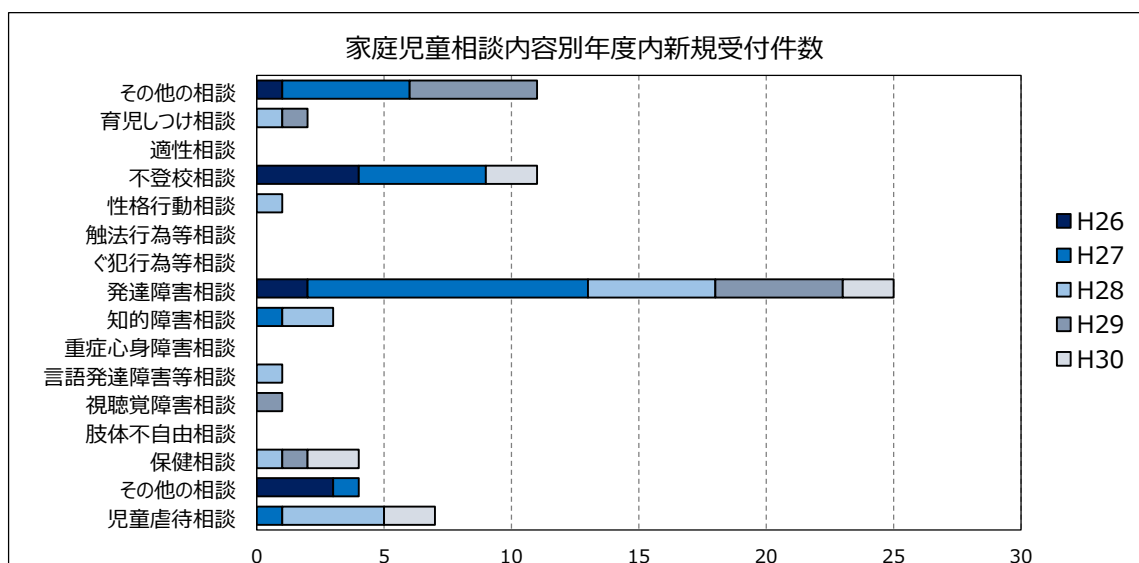
年によって利用にばらつきはありますが、相談や支援を必要とする家庭が、もれなく利用できるようにしています。



日野郡連携会議資料より

2) 家庭児童相談の実績

虐待相談から発達相談、育児相談等子どもにまつわるさまざまな相談を年度ごとに新規で受けた実績となります。発達相談に関する相談は毎年ある状況です。また、年度をまたいで継続的に相談対応を行っている場合もあります。

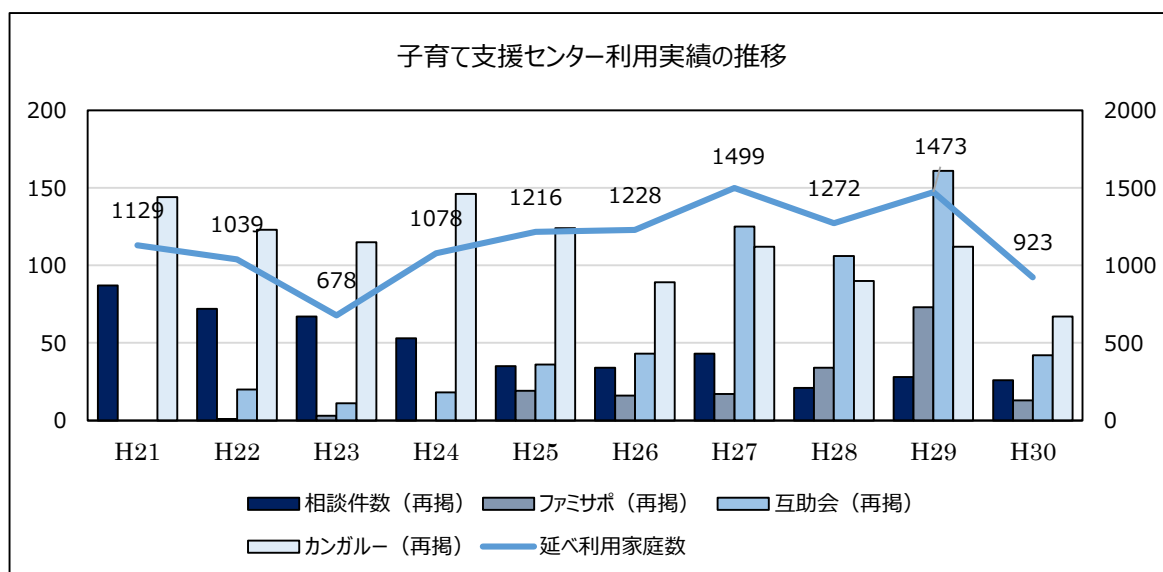


行政福祉報告例より

(7) 子育て支援センター事業実績の推移

出生数の変動に伴い、子育て支援センターの利用も変動しています。特にH30年は出生数の減少によって、各種利用件数も減少しています。

互助会は利用料の発生しない支えあい事業で、ファミリーサポートセンター事業はお願い会員と引き受け会員が互いに契約し利用料が発生する事業になります。近年は、保護者同士で互いの子どもを預かりあう互助会の利用件数が増えています。互いを支えあうことで保護者同士のつながりも増しているように感じますし、その中核を子育て支援センターが担っているため円滑な事業展開が可能だと考えます。



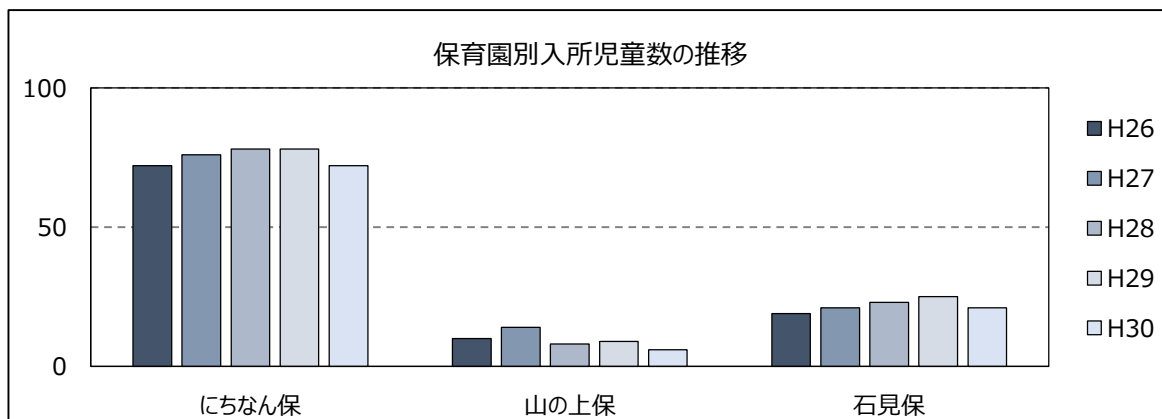
子育て支援センター実績報告より

(8) 保育園の利用実績の推移

1) 保育園別利用児童数の推移

保育園別に見ると、にちなん保育園への入所が圧倒的に多い状況です。仕事の関係などで地区を越えてにちなん保育園に入園される家庭も多く、地域から存続の希望はあるものの、25年には福栄保育園、26年には多里保育園が休園を経て閉園しています。

山の上保育園は入所児童数が10人を切っており、今後存続の検討をしていく必要が出てくる可能性があります。

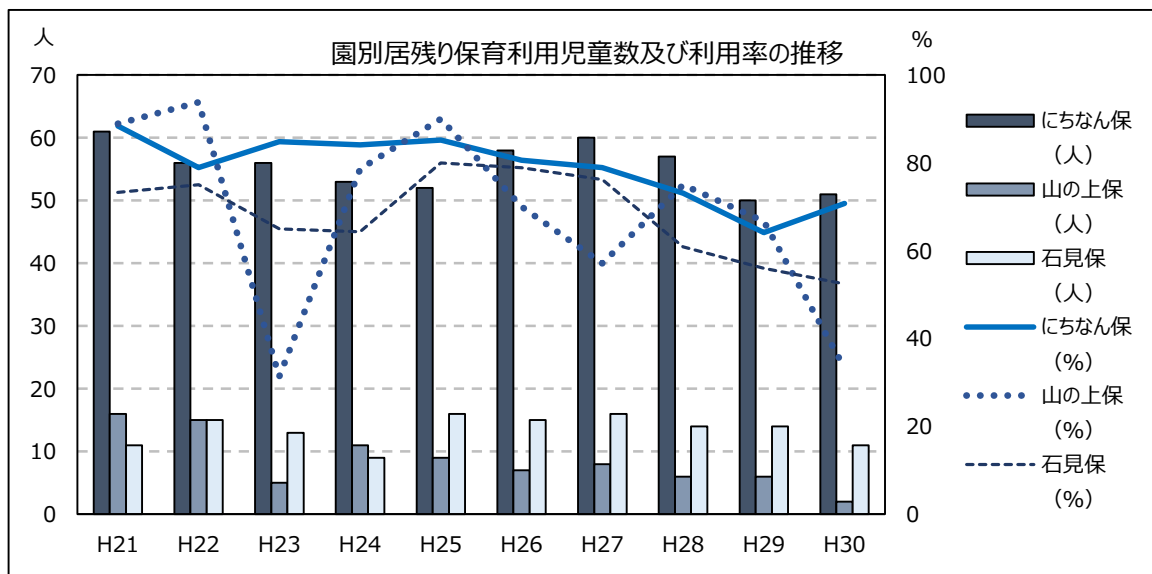


にちなん保育園より

2) 居残り保育利用実績の推移

居残り保育(16～18時まで)は全園で実施していますが、園または年度によって利用状況は様々です。平均すると約7割の家庭が利用していることがわかります。どの家庭も勤務等の関係で17時以降になると考えられます。

利用割合の低い園は、祖父母等家族の協力によって16時迎えが可能な家庭が多いことが考えられます。地区別未就学児童数からみても日野上は核家族が多く、その中にあるにちなん保育園においては7割以上の利用率となっています。

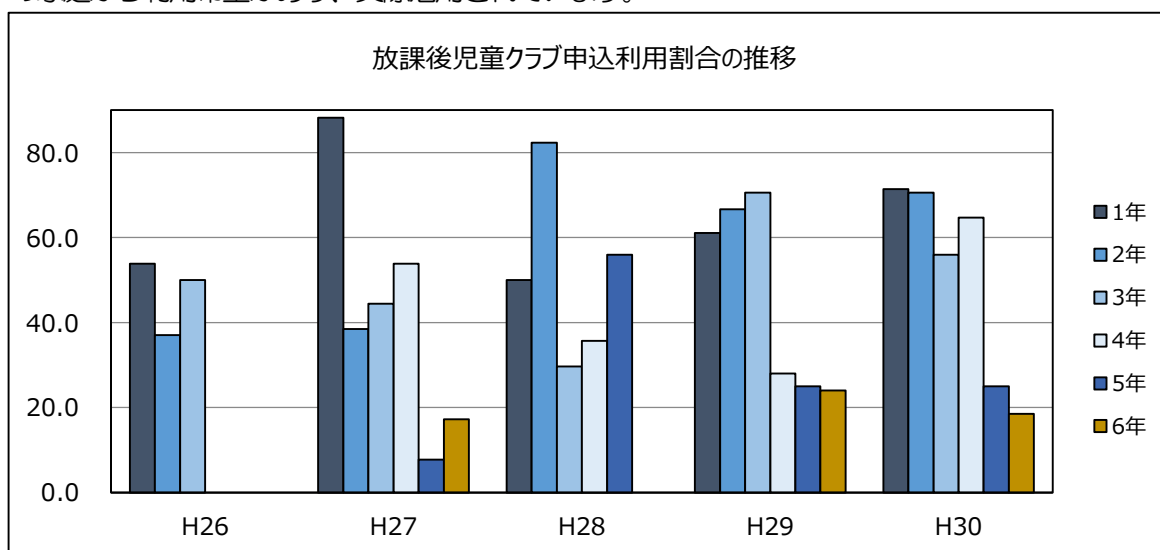


にちなん保育園より

(9) 放課後児童クラブの利用割合の推移

以前は教育委員会主催(放課後子ども教室)で行われていましたが、平成25年度より福祉保健課が主管課となり社会福祉協議会へ委託し事業を実施しています。移行に伴い、対象学年を3年生まで下げ名称も変更して実施しましたが、27年度からは対象学年を6年生まで拡充しました。

月ごとまた家庭ごとに利用状況はさまざまですが、低学年は6割以上、高学年になると3割程度の家庭から利用希望があり、実際活用されています。



放課後児童クラブ利用実績より

(10) その他

平成19年度に新しく子育て支援センターを生山に開設し、25年には移転拡大し、子育てに関する事業を拡充しながら、支援に取り組んできました。また、29年には健康福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、子育て期にかけて、保護者と子どもが孤立せず、切れ目のない支援を受けながら過ごしていけるよう、体制を整えています。

特に、保育園に入所されるまでのお子さんをお持ちの保護者を対象に、福祉保健課・子育て支援センター・町立保育園が共同して事業を実施し、子どもの育ちをさまざまな視点で見つめ、発達を促し、切れ目のない支援になるように心がけています。子育て支援定例連絡会の実施（偶数月に開催）、乳幼児健診への子育て支援センター職員及び保育園フリー保育士の参画、育児支援教室の共同開催、子育て支援センター主催事業への保健師の参画などを通して、三者でより密な連携を図っているところです。

また、教育委員会とも連携を図り、就学支援等も行っています。

今後も引き続き、日南町の宝である子どもたちの成長を見守り、育み、支えられる仕組みづくりを地域や関係機関とともに構築していきたいと思っております。

3 子育て支援施策の実施状況

○子育て支援サービスの実施状況

項目		実施状況					事業量
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
通常保育	3歳未満	42人	50人	51人	51人	46人	37人
	3歳以上	59人	61人	58人	67人	58人	60人
延長保育		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
休日保育		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
病後児保育		1か所 0人	1か所 3人	1か所	1か所	1か所	1か所 2人
放課後児童クラブ		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
放課後子ども教室		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
ショートステイ事業		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
ファミリー・サポート・センター事業		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

○個別事業の実施状況

項目		実施状況					事業量
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
母子健康手帳交付		13件	21件	17件	13件	18件	継続実施
パパママ応援教室		3回	3回	3回	3回	3回	3回
妊婦健康診査 (委託医療機関委託)		5回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)	14回 (多胎+5回)
妊産婦訪問指導		・妊産婦19人 ・訪問19人	・妊産婦30人 ・訪問30人	・妊産婦31人 ・訪問31人	・妊産婦22人 ・訪問22人	・妊産婦19人 ・訪問19人	全数実施
乳児全戸家庭訪問事業		・出生17人 ・訪問17人	・出生15人 ・訪問15人	・出生24人 ・訪問24人	・出生10人 ・訪問10人	・妊産婦13人 ・訪問13人	全数実施
養育支援訪問指導事業		1人 1件	3人 4件	1人 2件	1人 3件	1人 1件	実施
子育て相談	個人相談	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	・乳児健診時 ・子育て支援センター	継続実施
	電話相談	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	随時 (支援センター) (役場)	継続実施
おやこふれあい教室		3回	3回	3回	4回	4回	継続実施

項目		実施状況					事業量
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
乳児健診	委託医療機関	2回分	2回分	2回分	2回分	2回分	2回分
	集団健診	6回	6回	6回	6回	6回	6回
	受診率	90.0%	91.3%	94.6%	95.7%	93.6%	100%
1歳6か月児健診	健診回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	受診率	93.9%	94.7%	93.8%	100%	100%	100%
	う歯罹患率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3歳児健診	健診回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	受診率	91.7%	100%	100%	100%	100%	100%
	う歯罹患率	9.1%	4.3%	14.8%	6.3%	11.1%	5.0%
5歳児健診	健診回数	3回	2回	2回	2回	3回	2回
	受診率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
歯科健診 フッ素塗布	開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
	4歳児 う歯罹患率	24.0%	31.3%	14.3%	28.6%	16.0%	13.3%
保育園 フッ化物洗口 事業	実施場所	3園	3園	3園	3園	3園	3園
	5歳児 う歯罹患率	22.2%	58.3%	33.3%	23.8%	40.9%	25.9%
ブック スタート事業	対象児	出生時	出生時	出生時	出生時	出生時	出生時
	手渡し率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
離乳食幼児食 講習会		3回	3回	4回	4回	4回	4回
身体測定・座談会		6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)
子育て支援定例 連絡会		6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)	6回 (偶数月)
巡回発達相談		8回	9回	7回	7回	6回	8回

4 子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況やサービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にニーズ調査を実施しました。

調査の概要と主な結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

○調査対象：町内在住の0歳～小学校6年生（平成19年4月2日～令和元年10月31日までに生まれた）のお子さんの保護者 247人

○調査期間：令和元年11月28日～12月20日

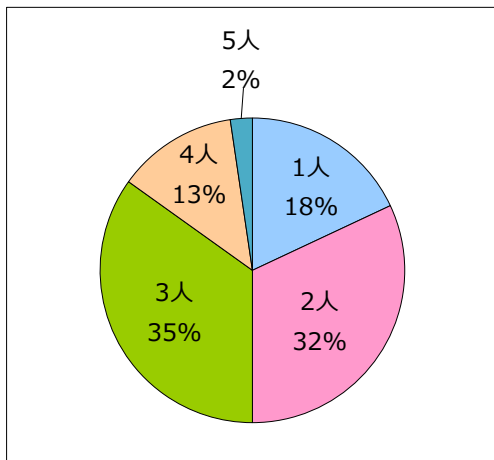
○調査方法：通園通学児童は園及び小学校を通じて配布、回収
未就園児は郵送で配布、回収（無記名回答）

○回収状況：

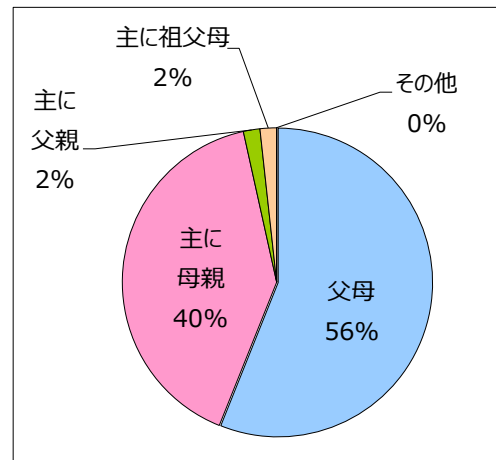
	配布数	回収数	回収率
全体	247票	173票	70.0%
幼児（0歳～未就学児）	122票	97票	79.5%
小学生（1～6年生）	125票	76票	60.8%

(2) ニーズ調査の主な結果

①きょうだい数

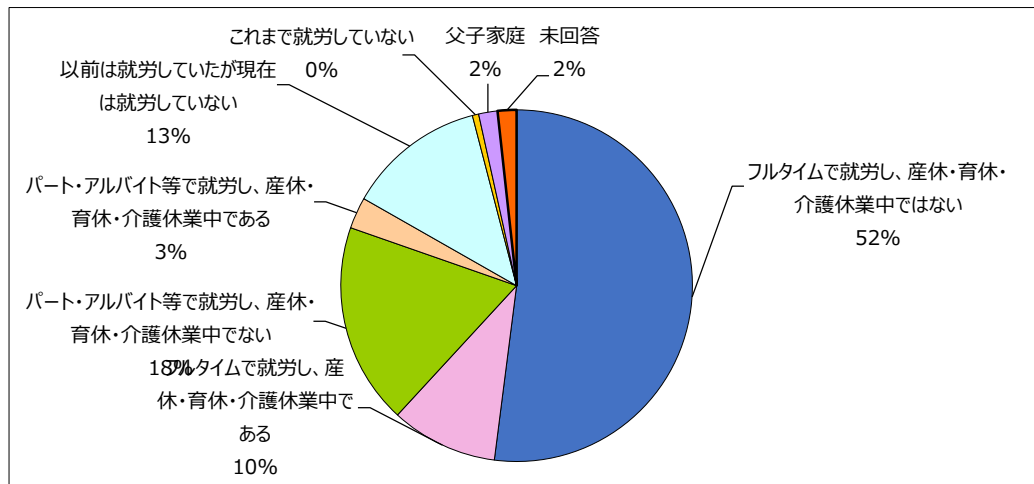


②主に子育てしている者

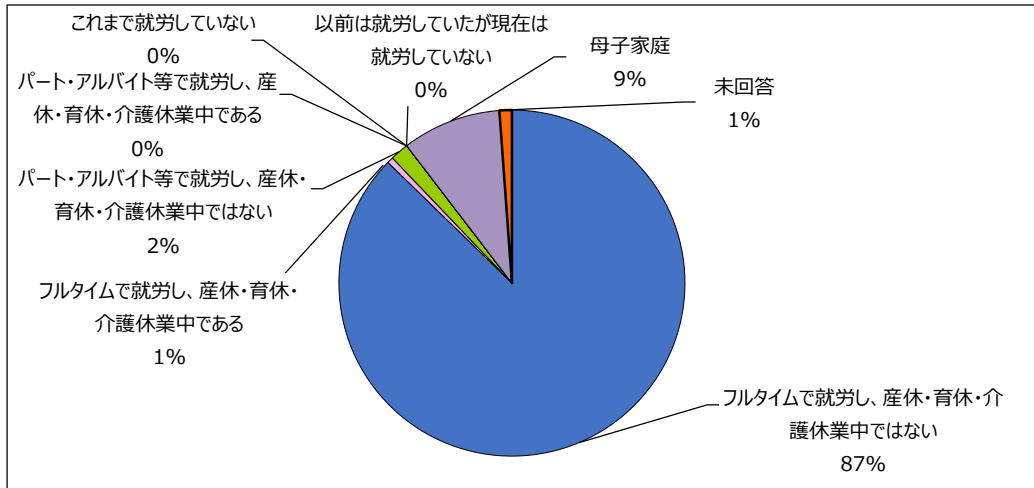


③保育者の就労状況

(1) 母親

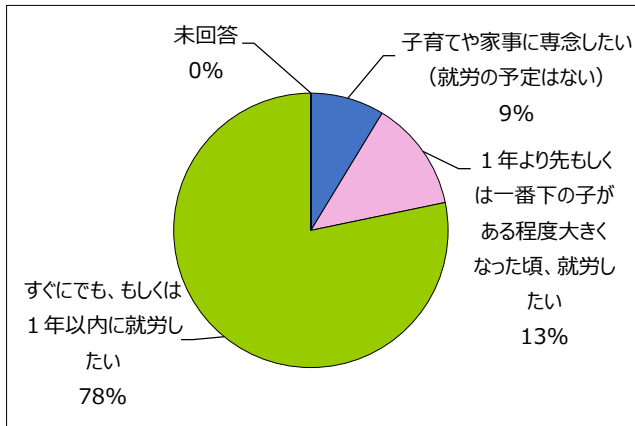


(2) 父親

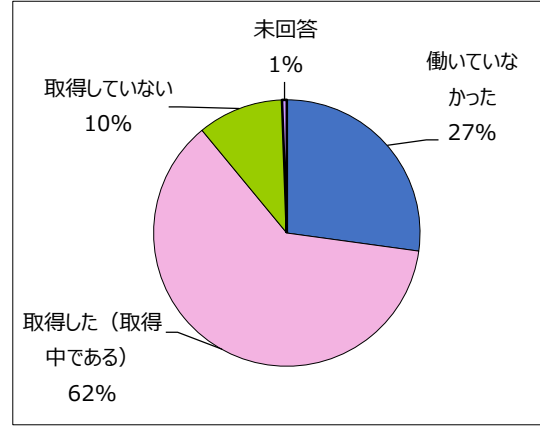


④育児休業の取得について

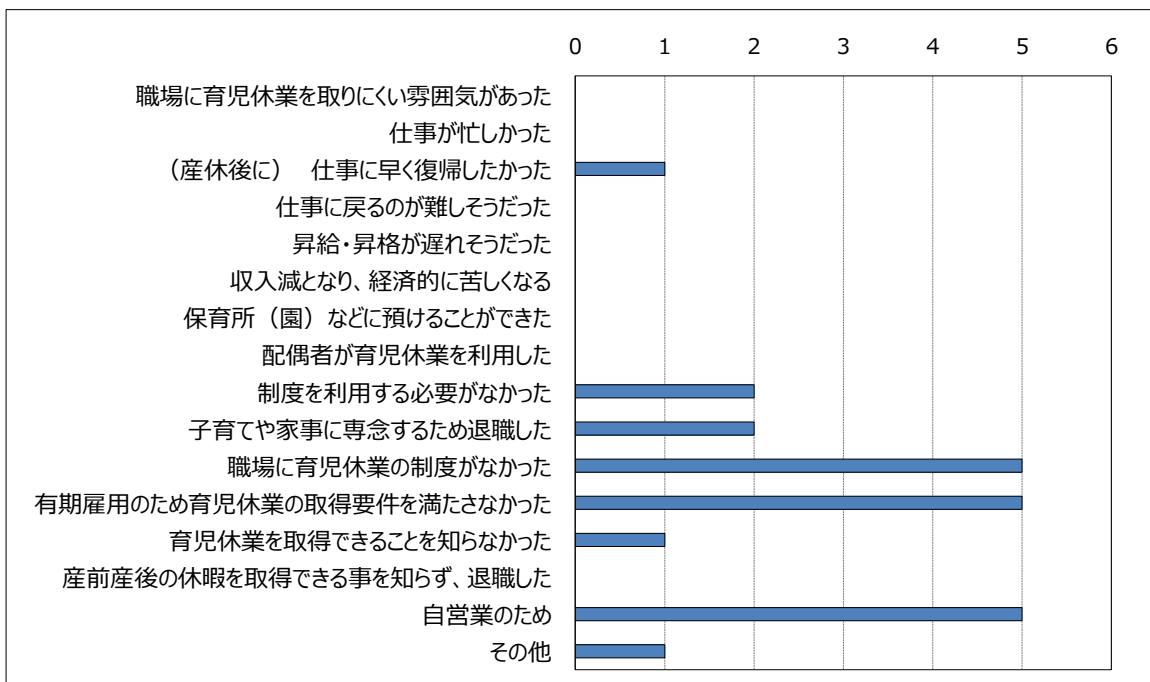
(3) 未就労者の就労希望（母親）



(1) 取得の有無

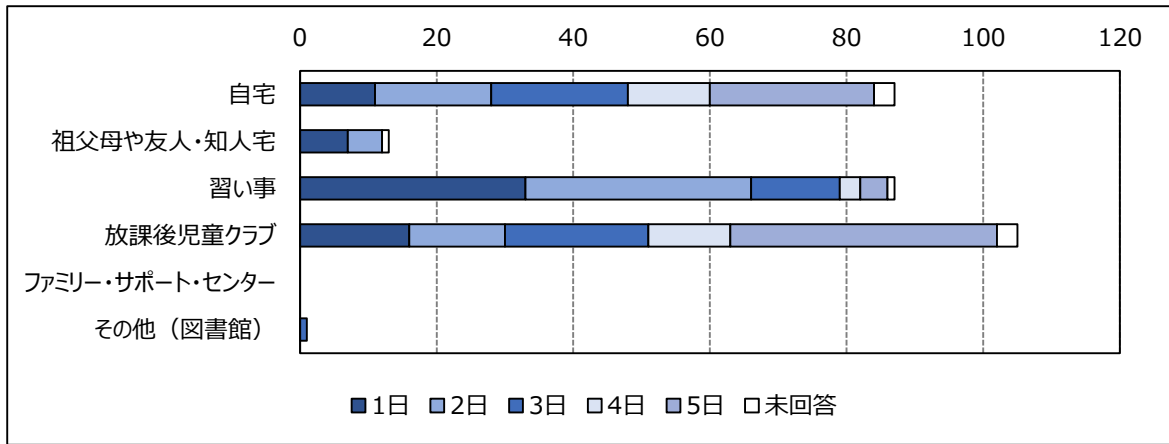


(2) 取得していない理由

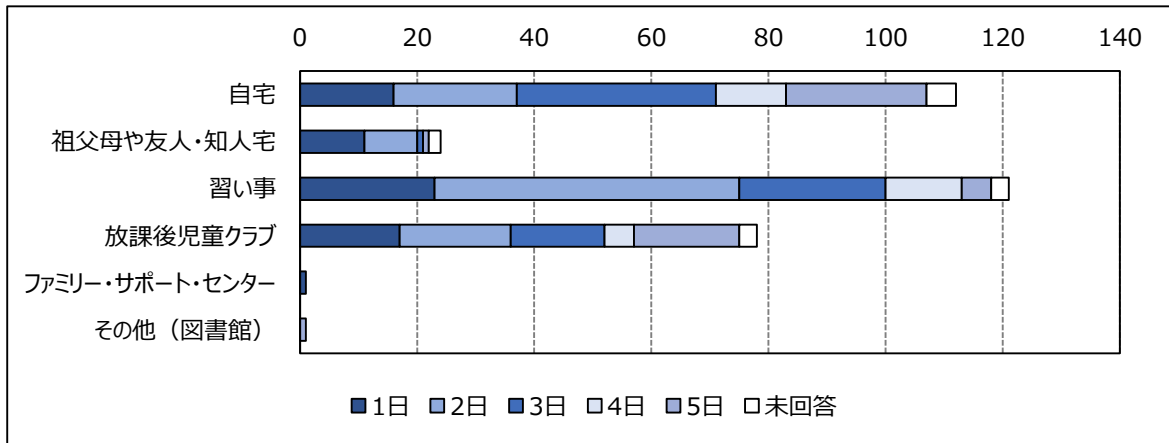


⑤就学後の放課後の過ごし方の希望

(1) 小学校低学年（1～3年生）

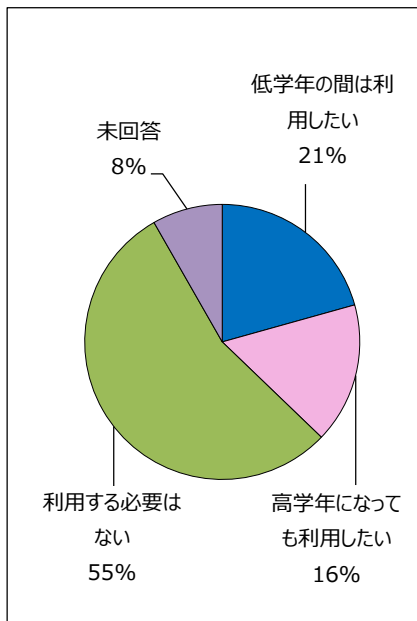


(2) 小学校高学年（4～6年生）

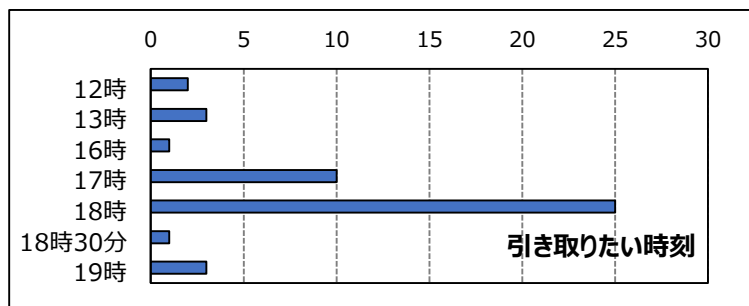
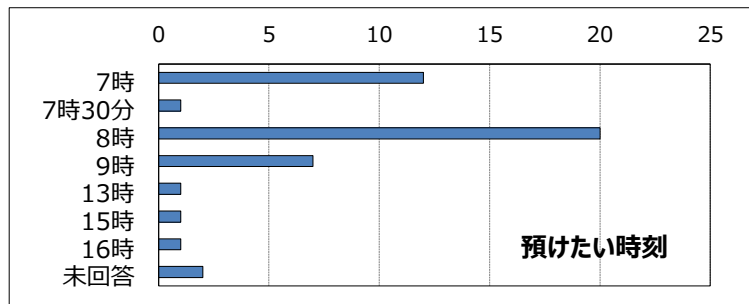


⑥土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望の有無

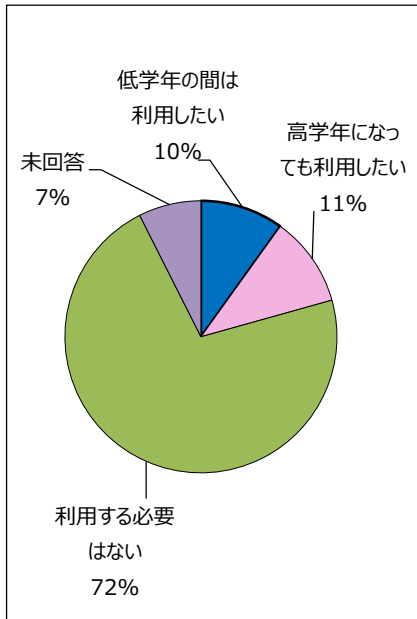
(1) 土曜日



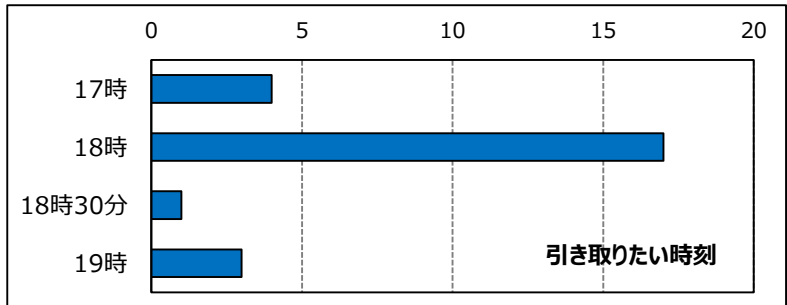
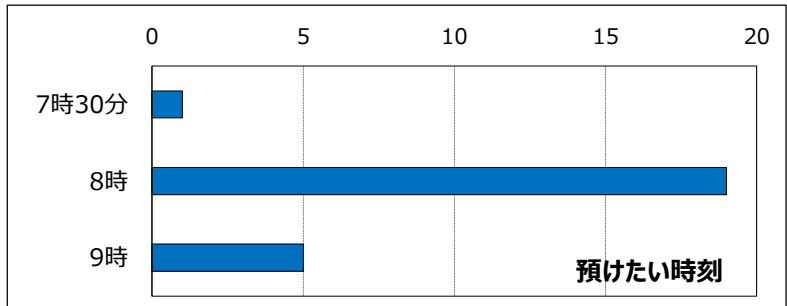
(2) 土曜日利用希望時間帯



(3) 日曜日・祝日

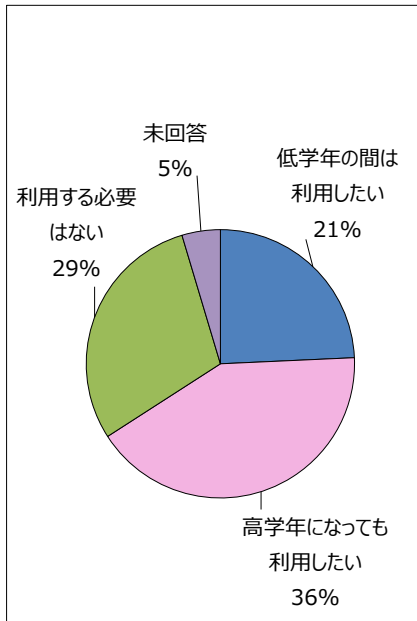


(4) 日曜日・祝日利用希望時間帯

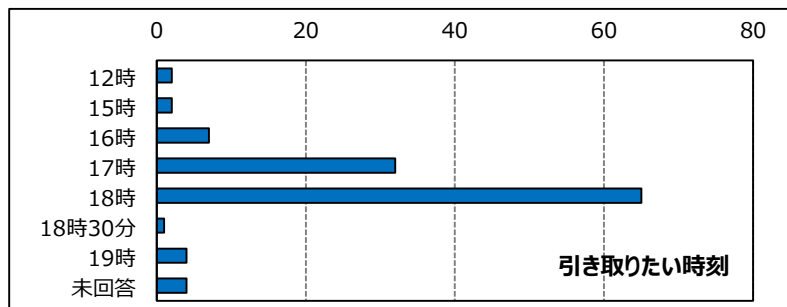
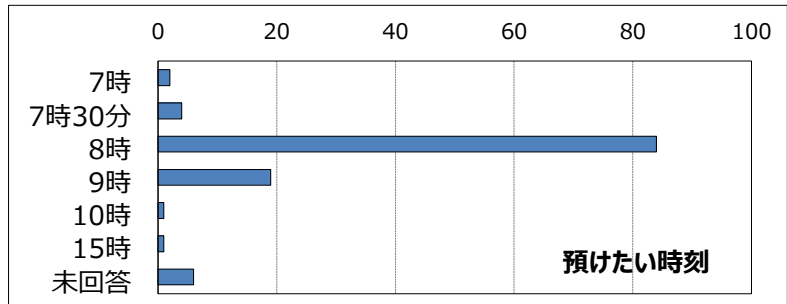


⑦長期休業中の放課後児童クラブの利用希望の有無

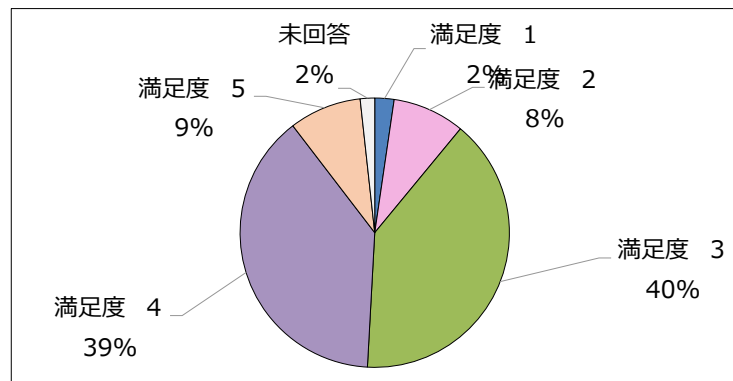
(1) 希望の有無



(2) 長期休業中利用希望時間帯



⑧日南町における子育て環境や支援への満足度



ニーズ調査結果と第 1 期支援計画に基づく事業の実施状況、また、子ども子育て支援事業計画策定会議で出された意見から、日南町における子ども子育て支援の課題と対策を以下のとおりまとめました。

(1) 子育て中の保護者のニーズを踏まえた施策の推進

多様化する保護者の就労形態や、核家族化、子育て環境の変化により子育てニーズは一段と高まっています。現在実施している保育サービスや地域の子育て支援サービスに更なる柔軟さが求められている中、子育て支援ネットワークづくり等子育て支援の充実及び不安解消を図っていくことが必要です。また、現在町内で実施している保育園、事業所内保育、放課後児童クラブ、病後児保育などの各保育事業では、その預かり体制について、寄せられるニーズに十分対応できないところもあります。第2期も見直しを行いながら、実施できる部分については改善を図るとともに、保育の充実に向けて検討を重ねていきます。

(2) 子ども・子育てを見守り・支援する地域づくり

子ども・子育て支援は、行政だけではなく社会全体で取り組むことが求められ、子どもや子育て家庭が地域や家庭で孤立することなく、時に見守り、また、地域の人とともに育ちあうことが大切です。本町においても、登下校の見守りや居場所づくり、体験活動等による子どもの育ち支援が展開されていますが、今後もより一層活動の促進を図り、子ども・子育てを見守り・支援する地域づくりを進める必要があります。

(3) 仕事と家庭・地域生活の両立支援の企業等との連携

仕事と家庭・地域生活の両立支援は、子どもとの関わりや日常生活を送る上で心身の負担を軽減し、ゆとりを持つことにもつながり、とても重要なことです。日南福祉会が実施する事業所内保育は、町内事業所に勤務する保護者が活用できる仕組みですが、引き続き家庭の両立に向けた啓発を社会全体に向けて発信し、地域ぐるみでのワーク・ライフ・バランスを推進することが必要です。母親と父親が共に子育てに参加でき、経済的にも自立し安心して生活できる社会を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方を地域ぐるみ、ひいては社会全体で醸成していくことが大切です。

(4) 子どもと保護者が一緒に過ごせる場所や相談・情報提供体制の充実

子ども連れで出かけられる場所や、親子で楽しめる機会などの充実が求められている中、イベントやサービス等の情報を周知するとともに、参加しやすい環境体制について、保護者の声にも耳を傾けていきます。また、核家族化やひとり親家庭等生活環境の多様化を背景に保護者の相談内容も複雑化しています。子育て支援センター、子育て世代包括支援センター等、様々な悩みを気軽に相談できる総合的かつ専門的な窓口の充実に努めていきます。

●アンケート中の保護者からの要望、ご意見（抜粋）

<p>【1】 託児サービス全般に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時はもちろん、平時でも昼夜問わず、土日・祝日も含めて、確実に子どもを預けることができるサービスが欲しい。（乳児はもちろん、小学校低学年の子どもまで） ・誰か子どもを見てくれる人を紹介してもらえるシステムが欲しい。 ・おひさまが使いづらい。緊急時に利用できない。
<p>【2】 病後児保育、病院に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育があるとよい。子どもが病気のときに預かってくれる場所が欲しい。 ・日南病院の小児科の診療日が週2日は少ない、週5日子どもを診療してもらえるようにして欲しい。 ・予防接種の診療時間を17:00まで延ばして欲しい。学校を早退させたくない。
<p>【3】 保育園の利用に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間を延ばして欲しい。18:30～19:00まで。夕方～夜間、土日の保育環境の検討が必要。 ・土日・祝日、GWやお盆、年末年始も利用できるようにして欲しい。 ・保育園の利用時間を7:30～18:30に、また土曜保育は午後も預けられるようにして欲しい。
<p>【4】 放課後児童クラブの利用に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日・祝日、GW・お盆・年末年始も預けられるようにして欲しい。18:30まで見て欲しい。 ・支援センター前にバスが止まるとよい。 ・祖父母がいても、家で見るには厳しいこともある。低学年だけでも、もっと利用できるようにハードルを下げて欲しい。 ・宿題をする時間、場所を設けて欲しい。
<p>【5】 遊び場に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを外で安心して遊ばせられる場所、雨や雪のときにも遊べる場所が欲しい。 ・子ども同士がもっと自由に遊べる環境が欲しい。 ・公園が欲しい。
<p>【6】 相談相手・相談窓口に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長するにつれ相談窓口がわかりにくくなる。手続き等もっとわかりやすくして欲しい。 ・支援センターの場所や行事がわかりにくい。積極的に声かけしてもらえるとありがたい。 ・定期的に「困ったことはないか」と声をもらえると、相談するほどでもない悩みにも意見がもらえてありがたい。 ・各地域での民生児童委員との接点があるとよい。子育て家庭に一番近い地域の住民が子育てサポートができるように、顔なじみになっておくことが大事。その中で24時間子育てサポートしてもらえるとよい。地域サポートセンターのようなもの。 ・相談できたり、母親が一人になれる時間を作ってくれとよい。 ・仕事と家庭の両立をする母親にとって、改まって相談に行くのはかなり深刻にならないと行きにくい。日ごろから、職場の中に何気なく相談ができるアドバイザー的存在の相談役を配置して欲しい。「T（となりの）O（おせっかい）O（おじさん/おばさん）」 ・初めて子育てをするお母さんには、メンターとなる先輩ママを紹介するとよい。ライン等で気軽に質問できたり、近所なら行き来できたりするとよい。
<p>【7】 その他の教育、子育て支援に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親向けの勉強会があるとよい。 ・コインランドリーが欲しい。 ・子ども食堂や、身近で習いごとができる環境が欲しい。 ・家事サポート（家の掃除、子どもの送迎、調理の援助など）が欲しい。 ・日本が好きになる歴史教育、税金の仕組み、借金や保険、投資を含めたお金の学習ができるとよい。 ・子どもの習い事の幅が広がったが、送迎等の親のサポートの有無によって体験の格差が広がっているように感じる。 ・保育園での、体操教室（マット運動等）や英語教室などもあるとよい。

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

乳幼児期、学童期は調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく基礎をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎形成や心身の健全な発達を通じて、個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

国は、課題に対応し、子育てをしやすい社会を目指し、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらに基づく新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととなりました。

日南町では、子どもたちがこの町に生まれ育ちよかったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような町、子どもから大人へ成長しても生まれ育った日南町を大切に思えるような町、そして子どもも大人も楽しく元気に成長していけるような町にしていきたいと考えます。

第1期に策定した基本理念「人とともに生きていることを感じられる子」の実現にむけて引き続き取り組んでいきます。

**人とともに生きていることを
感じられる子**

2 基本目標

子どもたちにどのように育てて欲しいかを考え、4つのめざす姿をイメージしました。



◇ 人に愛され、自分が必要な存在だと思える

そのためには…

- 信頼できる仲間がいる
- 多くの人と出会いをもつ
- 自分の意見が伝えられる
- 相手の意見を聴ける（聞ける）
- 困ったとき誰かに相談できる
- 自分の心と身体を大切にする

◇ よい親子関係を育む

そのためには…

- 小さい頃から親子のコミュニケーションをたくさん持つ
- 自分が必要な存在だと感じられる子どもを育てる

◇ 家族の仲がよい

そのためには…

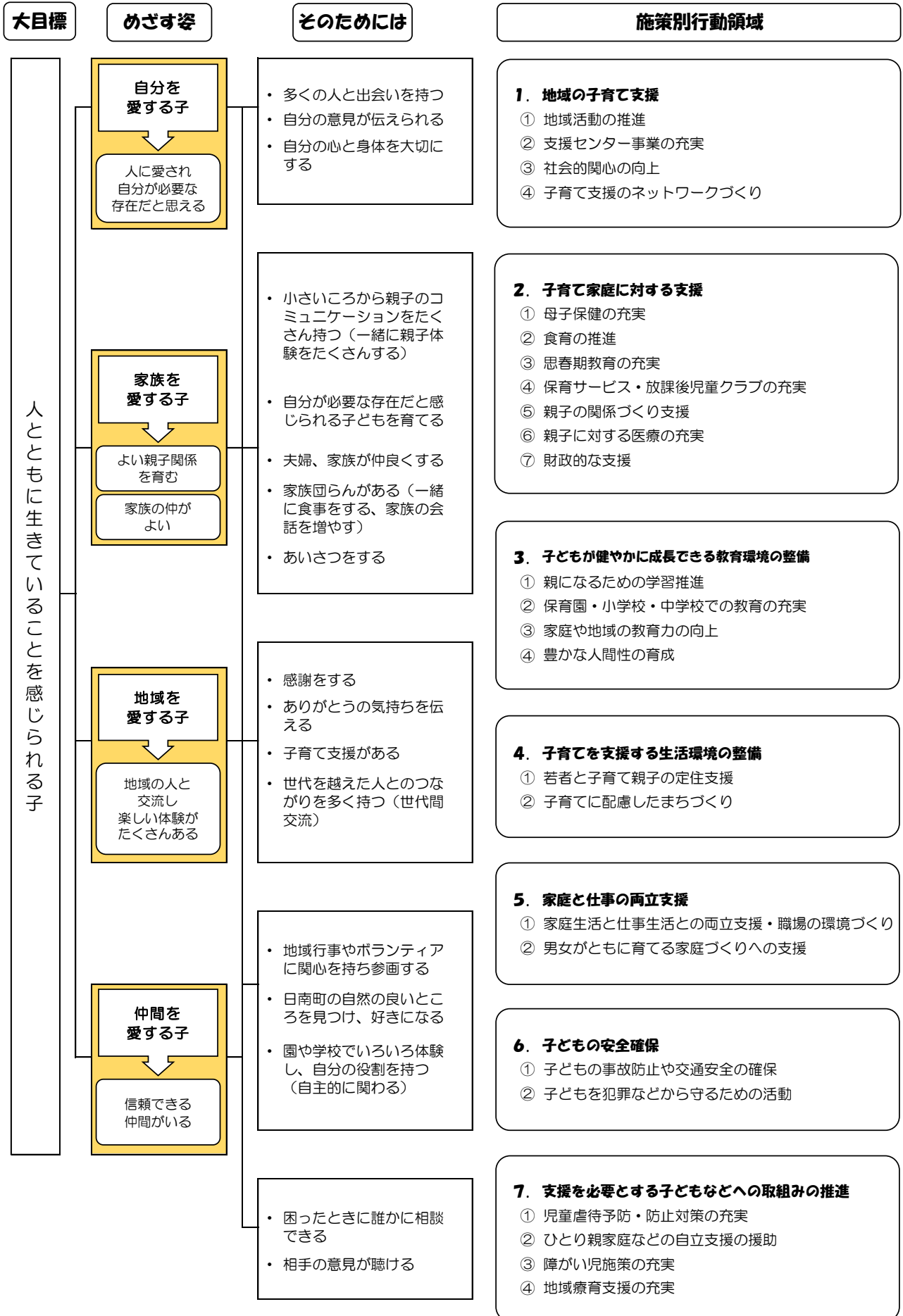
- 夫婦、家族が仲良くする
- 家族団らんがある
- あいさつをする
- 感謝をする
- ありがとうの気持ちを伝える
- 子育て支援がある

◇ 地域の人と交流し、楽しい体験をたくさんする

そのためには…

- 世代を越えた人とのつながりを多く持つ
- 地域行事やボランティアに関心を持ち参画する
- 日南町で暮らす人や自然のよいところを見つけ、好きになる
- 園や学校でいろいろ体験し、自分の役割を持つ
- 自主的に自分から関わる

日南町子ども・子育て支援事業計画の体系図



子ども・子育て支援施策の推進

1. 地域の子育て支援

1-① 地域活動の推進

小学校・中学校の教育の中で、地域と子どもたちの関係が希薄になってきていることが課題としてあります。地域とつながる機会を設けたり、地域の特色を活かした活動を推進したり、より子どもたちへの地域文化の継承や社会性の育成に取り組みます。

施策・事業名	概要
地域住民による 地域の子どもの見守り	学校の教育活動をサポートしていく「地域応援活動」を継続し、学校支援コーディネーターが中心となり地域のボランティア人材を拡充していきます。加えて、地域の子どもたちと地域住民が交流できる機会を設け、地域全体で子どもたちの成長を見守り、応援すると共に、お互いに元気にあいさつができる雰囲気づくりに努めます。
学校・保育園と 地域活動の連携・調整	地域活動や事業と保育園や学校のイベント等が同日に開催されないことがないように、連携・調整を図り、子どもや保護者が地域での活動に参加しやすい環境を整えます。
長期休業中の子ども の居場所づくり	長期休業中のサマースクールの実施、「にちなんっ子クラブ」の開催等、子どもの体験学習や居場所づくりを支援します。
子育て中の親子の 町事業への参加の促進	子育て中の保護者が集い企画運営し、ふるさとまつりや食のハザール等への出店や地域への行事等に参加しようとする意欲に対して、必要な手続き及び情報提供、事前準備のための場所の提供、仲間を広げるための呼びかけ、出店時の支援等を行います。

1-② 支援センター事業の充実

広い面積をもつ日南町では、子どもや保護者同士が触れ合う機会を持っていない方もあります。子育て支援センターは主に入園前の親子を対象に交流や異世代交流などを積極的に図り、地域における子育て支援の拠点として重要な役割を担っています。今後も、子育て支援センターのさらなる充実に努めます。

施策・事業名	概要
子育て支援センター 事業の充実	子育て支援の拠点として開所し、常時職員を配置し、保護者の子育て相談に対して随時来所及び電話にて対応します。広報の工夫を行いより多くの親子の参加促進を図り、人間性豊かに子育てが出来るように努めます。
ファミリーサポート センター事業	会員相互の育児に関する援助活動制度です。利用には料金がかかりますが、援助の場所は引き受け会員の自宅に限られます。周知の徹底を図り、利用機会の向上に努めます。
お互いさま 互助会事業	登録会員同士が一時的に子育て支援に協力し合う互助的な制度です。利用料金はかかりませんが、また、支援の場所は自宅以外でも可能です。周知の徹底を図り、利用機会の向上に努めます。
休日ファミリー デーの開設	毎月1回土曜日に子育て支援センターを開所し、家族で楽しいひとときを過ごす場や学習の場を提供することを継続し、今後も父親の育児参加を啓発していきます。
育児サークル カンガルークラブ の運営と育成支援	サークルの企画立案や活動状況を紹介するチラシの作成をサークルの世話人とともにを行い、活動を支援します。その中で、近隣市町村の育児サークルなどとの交流会を企画し、親子の親睦を深めるとともに子育てをより楽しいと思えるように支援します。
高齢者との ふれあいの促進	町内の高齢者施設に積極的に親子で出向いて交流会を開催し、異世代交流を図って親睦を深めるとともに地域とのつながりを強化する支援を行います。交流会の感想などを踏まえ、その内容についても改善を図ります。

施策・事業名	概要
子育てに関する講習会	子育て中の保護者を対象に学習の機会を設けて保護者の子育て力の向上や情報交換及び交流促進の場を確保するとともに、子どもの将来に見通しを持ったかわりや子どもの発達に応じたかわりが出来るよう、関係機関と連携を図り適宜情報提供していきます。
おでかけ支援センター	支援センター利用親子が保育園において保育園児と交流を図ることで、親子交流と保育園理解を深めます。また未就園児の保護者が保育士と顔なじみになる機会となり、その後の入園等に向けて不安の軽減及び解消を図ります。
気になる家庭や親子への配慮	さまざまな事情により、関係機関で気にしている家庭や親子に対し、支援センター職員もよりよい関係が築けるよう、きめ細やかな配慮で対応していきます。
乳児健康診査への参加	子育て支援センターを利用したことのない保護者と出会う機会として有効です。健診での出会いをきっかけに、地域での孤立化を防ぐために、さまざまな事業へ参加勧奨を行っています。

1-③ 社会的関心の向上

子育て家庭のみならず、広く地域の方へも子育てに関する情報を提供し、子育てに対する社会的関心の向上に努めます。

施策・事業名	概要
子育て関係情報の電子化	日南町ホームページ内で子育てに関する情報の更新を行うとともに、子育て支援センターが発行する便りにて随時情報提供を行います。
広報活動の充実	町報やちゃんねるにちなんにおいて各事業の案内を行うと共に、子育て支援に関係したイベント等の様子を伝える機会を設けます。

1-④ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わる機関が『日南町の子どもが目指す姿』に対する共通認識を持ち、一貫した援助が提供されていくことが必要です。そのための制度を整理・構築し、各機関との連携の強化を図り、子育て家庭を地域全体で支えていくよう努めます。

施策・事業名	概要
各機関の共通理念に基づく一貫した子育て支援	子育て支援に関わる機関が『日南町の子どもが目指す姿』に対する共通認識を持ち、一貫した子育て支援・親子教育に取り組みます。そのために、定期的に子ども子育て支援計画の進捗状況を関係機関と確認し、評価と課題の抽出を行います。
子ども支援連絡会議	教育委員会主催で毎月1回、保育園・小学校・中学校に通う子どもたちへの支援の検討を継続して行います。
親子に一貫した支援を提供できるシステムの構築	子ども支援連絡会議や関係機関ごとの子どもの関わりを示した組織図を活用し、子どもの所属や担当者が変わっても、一貫した支援が子どもと保護者に提供できるシステムの構築と充実を図ります。また関係機関で必要な情報伝達に改めていきます。
日南町子どもの健康づくり協議会	町内の子育てに関係する機関が一同に会し、情報共有・協議することで子どもの健康づくりについて総合的に取り組みます。
子育て支援定例連絡会の開催と機関連携の充実	就学前の子育て家庭の支援に関わる支援センター指導員・保育園職員・児童福祉及び母子保健担当職員が2カ月に1回各機関の状況報告を行い、町の特性を生かしたよりきめ細やかな子育て支援を図り、地域の中で楽しく子育てができるような環境づくりについて検討していきます。

施策・事業名	概要
就学に向けた保育園と小学校の連携	日頃から、公開保育や体験入学を実施し、園や学校が同じ目線で課題を整理できるよう相互理解を深めます。 乳幼児健診後、就学に向けて支援が必要な場合に保護者の同意を得て、早い段階から連携を図り、個別の対応を小学校に確実に引き継げるよう情報伝達を工夫し、子どもも保護者もより安心して就学が迎えられるような体制づくりに努めます。
国際結婚家庭や子どもへの支援	特別な取り組みをするのではなく、国際結婚家庭に対しては必要に応じて配慮ある支援をしていく必要があります。

2. 子育て家庭に対する支援

2-① 母子保健の充実

『子どもがすこやかに生まれ育つまちづくり』を合言葉に、子育て親子の心身の健康づくりを支援します。

施策・事業名	概要
小・中学校生活実態調査の実施	小学校・中学校と連携協力し、子どもたちの生活実態を把握するために適宜調査を行います。それらを母子保健分野だけでなく町全体の健康課題を考えるために「にこにこ健康にちなん21」にも反映させ、日南町全体の健康課題等を明らかにしていきます。
産科及び助産師との連携	ハイリスク妊婦など、必要に応じて産婦人科や開業助産師と連絡をとりあいながら支援をし、より安全な周産期が過ごせるように努めます。
不妊治療への支援	不妊治療を必要としている家庭への支援を図るため、鳥取県特定不妊治療費助成交付金事業（対外受精及び顕微鏡受精に要する経費の一部を助成）を受けている家庭に対して町としても費用助成を行います。また、それらの制度や相談窓口の周知にも努めます。
母子健康手帳の交付	妊娠届時に、母子健康手帳を交付します。アンケートを実施し現状の把握や出産前後の予定の確認を行い、併せて、町の子育て事業などに関する案内を行い、状況に応じた支援の提供と今後の育児や親子の健康に関心を持ってもらえるよう情報提供に努めます。
家族計画指導	夫婦で家族計画について話し合い適切な避妊方法を実施していくことで、希望する子どもの数を産み育ていけるよう新生児訪問及び乳幼児健診時等を活用して支援します。人工妊娠中絶の件数が減少することを目標とします。
妊産婦訪問相談	希望があったり、ハイリスクを持つ妊婦に対して、保健師や栄養士が適宜訪問して妊娠や出産、育児への不安の軽減及び異常の早期発見に努めます。医療機関からの連絡によって訪問することもあります。虐待予防や孤立予防の観点からも妊娠期からの支援にも重点を置きます。
新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	出産後は、早い段階で新生児訪問を行い、新生児と母親の健康状態や家庭環境を観察し育児に対する相談に乗り、安心して育児ができる支援を行うとともに、子育て支援センター等を紹介していきます。
子育て相談及び健康相談	妊娠中から子育てに関係しているすべての方を対象に必要に応じて随時、訪問や電話による個別相談を受けています。2ヶ月に1回、保健師が子育て支援センターに出向き、身体計測の実施を通して健康管理と異常等の早期発見に努め、併せて子育て相談に対応していきます。
予防接種の実施	予防接種法に基づき、定期的な予防接種を実施します。予防接種業務を医療機関に委託し、全て個別接種としています。未接種者の把握や接種勧奨を行い接種率の向上を図り、地域における疾病の感染や蔓延を防ぎます。また、厚生労働省によって薬事法上認可がなされた任意の予防接種について、保護者と医師の相談の上で、希望者に接種し、子どもの健康を守ります。

施策・事業名	概要
乳児、1歳6ヶ月児 3歳児健康診査 の実施	医師の診察や集団指導、保健師や栄養士による個別相談を行い乳幼児の発達状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を実施します。精密検査の勧奨や未受診者の実態把握及び受診勧奨を行い、受診率100%を目指します。 また、健診結果や統計データ等を参考に適宜健診内容の見直しや項目の追加を行い、内容の充実を図ると共に、実施回数の調整など受診しやすい環境づくりに取り組みます。
5歳児健康診査の実施	就学前に発達障がいや身体異常（特に視覚・聴覚）、また子どもをとりまく環境に伴う心の問題などを早期に発見し、家族、保育園、小学校が連携して対応していくことで、就学後の課題に対して支援を考えていきます。また、事後相談を設け、保護者への助言、指導を充実させ不安の軽減を図ります。
歯科健診及び フッ素塗布	乳幼児健診では歯科衛生士による歯科相談を、1歳6カ月児及び3歳児健康診査では歯科医師と歯科衛生士による歯科診察・歯科相談を行います。それ以外にも歯科健診を実施して1～3歳児の子どもに対してはおよそ6か月ごとに計5回のフッ素塗布を行い、むし歯予防を推進していきます。併せて、おやつ選び方等食育とむし歯予防についても指導していきます。
歯科保健対策の推進	保育園においては、年1回ブラッシング指導を行う他、平成24年より4～5歳児クラスにおいてフッ化物洗口を開始しています。また、小中学校においても年1回のブラッシング指導を実施し、むし歯予防に加えて歯周病予防等についても啓発して行きます。

2-② 食育の推進

乳幼児期からの食事の望ましいとり方や、食習慣の定着を図ります。咀嚼力の強化や歯科保健の向上による心身の健康を支援するとともに、地産地消の推進などを通して、食に対する感謝の気持ちを育み、豊かな人間性の形成や家庭づくりを支援します。

施策・事業名	概要
食育講習会及び集会 の実施	乳幼児期からの正しい食事の取り方の普及啓発や、親子での望ましい食生活の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成のために、講話や調理実習を行います。小・中学校においては、家庭科の時間に学習したことを反映させた献立を提供し、学びと体験を両立させる取り組みをしています。 また、実際に米作りや野菜作りを通して、食物を育てること、収穫すること、料理すること等を体験を通して、食べ物を大切にすることを学び、食育の促進を図る取り組みを継続していきます。
親子ふれあい農園	子育て支援センター園庭内において、親子が土や野菜と触れ合う機会を出来る機会を設け、食べ物の大事さを伝える取り組みを今後検討していきます。
子どもに合わせた 食事の提供と配慮	離乳食が未完了のまま入園される子どもに対しては発達の段階に応じた食事を、アレルギー等のある子どもに対しては医師の指示書を元に除去食等個別対応の食事を準備し、食事支援を行います。
給食及び授業への 学校栄養教諭の参画	学校栄養教諭（管理栄養士）が給食時間に出向き、食事マナーや食べ物についての話をするとともに、家庭科や生活科の授業で食についての指導を行い、児童・生徒たちに正しい食習慣の定着を目指して指導を行います。
苦手食材チャレンジデイ 及びかみかみデイの実施	苦手食材を克服する取り組みをしたり、噛みごたえのある食材や歯を作る食品を提供し、咀嚼力の強化や歯科保健対策に関する意識の向上を図ります。
地産地消の推進	地元生産者と協力し、地元産の食材を使用したより安全・安心な給食を園・小学校・中学校に提供できるようにしています。鳥取県や日南町の特産品や郷土食を提供したり、給食の歴史について学びを深める機会を設けていきます。

施策・事業名	概要
母子保健事業 (健診及び育児教室等) での食育栄養指導	母子保健事業の中で、妊娠期から母親に対して食事の大切さについて、出産後は授乳中の食生活や離乳食及び幼児食の進め方について、育児教室や各乳幼児健診時に個々に合わせた相談に乗り、乳幼児期から食育を進めます。 必要に応じて、経過観察の必要な親子及び家族に対して継続した栄養指導を行っていきます。
食育推進員 の地或活動事業	食育推進員(食育さん)の協力を得て、子育て支援センターの食育講習会や郷土料理講習会等実施します。望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図るために、栄養士とともに子育て世代への食育推進をサポートします。

2-③ 思春期教育の充実

思春期の子どもたちに性や性感染症予防、喫煙や飲酒、薬物乱用防止 などについての学習の充実を図り、今後の人生において、自分が正しいと思う選択肢を自己決定できるよう支援します。
また、不登校の問題や子育ての悩み等に対応するために、学校と家庭や社会の連携を促進し、社会全体で子どもを育成していく環境づくりに努めます。

施策・事業名	概要
健康教育(保健) の実施	関係機関と連携し、喫煙、飲酒、薬物乱用防止教室の実施とし指導の充実を図っています。また、健康診断の事後措置・健康相談・感染症の予防・学校環境衛生検査の実施と事後措置の指導や、性教育の指導、食育の推進も図っていきます。
子どもの心に寄り添う 支援の充実	登校の問題や子育ての悩みに対応するために、『スクールカウンセラー』を配置し、教育相談を実施しています。また、家庭と学校の連携をより円滑に進めるために配置された『スクールソーシャルワーカー』を活用し、子どもの心に寄り添った支援を展開できるよう学校と地域が連携して対応していきます。また学校外で気軽に相談できる場の構築にも努めます。

2-④ 保育サービス・放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブは1年生から6年生までを対象としており、今後も子育てと仕事や社会活動の両立が可能となるように、保育サービスを整備・充実させていきます。

施策・事業名	概要
放課後児童クラブ	小学1年生から6年生までを対象としています。就労や病気等の理由で昼間保護者が家庭に居ない児童に対して、放課後等に遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。日によっては、保育室が狭くなる事もあり、保育スペースの確保についても検討していきます。
0歳児預かり保育事業	保育園に預けることの出来ない1歳未満(13ヵ月まで)の乳児を対象に、子育て支援センターにおいて預かり保育を行います。子育て中の保護者支援とワーク・ライフ・バランスに努めます。
一時預かり保育	保護者の都合により一時的に家庭での保育が困難になった場合、にちなみ保育園で子どもさんをお預かりしています。
早朝・居残り保育	親の仕事等で、やむを得ない場合に限り早朝保育(7:40~8:00)と居残り保育(16:00~18:00)を町内3園にて実施しています。
広域入所の受委託	保護者の広域的で多様な就労形態による保育ニーズに応えられるように実施しています。
事業所内保育所	日南福祉会があかねの郷内で「事業所内保育所 おひさま」を実施しています。町内の事業所に勤務する保護者の児童もお預かりしています。

2-⑤ 親子の関係づくり支援

子どもへの関わり方や・接し方をあらゆる機会を捉えて具体的に提示していくことで、親子のふれあいを促進し、親子関係づくりの強化・促進に努めます。

施策・事業名	概要
おやこふれあい教室	希望者を対象にベビーマッサージ講習を行います。ベビーマッサージを通じた子どもとのふれあい方を学び実践することで親子の愛着形成を促進します。また、母親同士の交流を図り、楽しく子育てに取り組めるように支援します。
親子ふれあい遊びの実施	子育て支援センターを利用している親子に、ふれあい遊びを紹介し実際に行ってみることで、親子のコミュニケーションの促進や子どもの月齢及び年齢に応じたバランス感覚などの発達を促します。
木のおもちゃ貸出事業	乳幼児の短期間に遊ぶ安全な木製遊具を日南町子どもゆめ基金で購入しおり、支援センター・保育園から子育て親子に貸出し提供し、親子遊びを促します。
乳幼児健診への保育士の参加	健診時に保育士が参画し、発達状況の細やかな伝達や見立て、育児を楽しむための方法や具体案を保護者に伝えます。特に5歳児健診では、担任保育士と支援指導保育士が参加することにより、個々に必要な具体的な援助のあり方が、保護者や関係機関に提示しやすくなります。
誕生記念絵本配布事業(ブックスタート)	乳児期から絵本が身近にある環境を作るため、出生があった家庭に10冊の本を贈呈し、本を通じた親子のふれあいの充実を図ります。
母子保健事業への図書館司書の参加(ブックセカンド)	幼児健診時に図書館司書が参加し、それぞれの年齢及び月齢に合わせた絵本の提案と読み聞かせの楽しさや重要性について啓発を行い、保護者の関心を高めることで親子のふれあいを促進します。
木育スタート事業	新生児と保護者に誕生祝として、町産材100パーセントの積木セット等を贈呈し、木育・森林教育の充実を図ります。

2-⑥ 親子に対する医療の充実

本町の医療施設は、日南町国民健康保険日南病院、個人歯科医院1つの施設があります。日南病院は現在内科、小児科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科の6つの診療科(曜日指定)があります。小児科は週2日の開設になりましたが、子どもを安心して生み育てることができるように医療の充実により一層努めます。

施策・事業名	概要
身近な小児科医師の確保	現在は小児科常駐医師はおらず、医大の協力により週2回の診療日を開設しています。子どもを安心して生み育てるためにも小児科の常設は不可欠なので、今後も確保に向けて協議検討を重ねていきます。
日南病院の診療科の充実	現在の日南病院に非常勤で開設されている耳鼻咽喉科や眼科、小児循環器及び小児血液外来、H26年から皮膚科などの継続とともに、親子のニーズによって、診療科の検討は継続していきます。
家庭看護力向上支援事業	保護者や家族の家庭看護力自体を向上させ、適切な医療受診行動の判断が行えるように支援することを目的に、月1回小児科医師による座談会を開催しています。具体的な事例や症状への対処法を医師から直接聴き、保護者の不安軽減・緩和に努めます。

2-⑦ 財政的な支援

現行の制度を継続実施しながら、状況の変化に応じて見直し、子育て親子に対する経済的負担の軽減を図ります。母子・父子家庭に対しての手当等の支給及び医療費助成も行っています。

施策・事業名	概要
妊婦一般健康診査票の交付	計14回分までの妊婦健診(多胎妊婦には5回分をプラス)を公費負担し、健診に関わる経済的な負担を軽減することで健やかに妊娠期を過ごせるように支援します。
乳児健康診査票の交付	生後3~4カ月と9~10カ月に1回ずつ医療機関で個別に健康診査を受けられるよう公費負担します。
可燃ごみ袋の配布	4歳未満の子どもがいる子育て家庭に対して、可燃ごみ袋の無料配布を行い、経済的負担の軽減を図ります。
出産祝金の支給	町内に住所があり定住の意思がある家庭に対して、出産祝金支給しています。第1子3万円、第2子5万円、第3子以降7万円を支給しています。
こどもゆめ基金	1億円の基金を積み立て、国・県の事業はもとより、町単独の子育て支援事業に活用します。
児童手当の支給	子ども手当から児童手当に事業が変わり、中学校修了前までの児童を対象に支給します。児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。
保育料の無償	国の保育料無償制度と単町事業を活用し、保育料を無償としています。
特別医療費助成制度	小・中学校在学期間中の通院費と入院費を助成していましたが、平成27年度より、高校在学中の期間と年齢の拡大となり、生活の安定をめざします。
就学援助制度	低所得家庭に対して、教育費・給食費・通学費を援助します。
交通・災害遺児手当支給事業	中学校修了前までの交通・災害遺児を対象に手当を支給します。
在宅育児サポート事業	在宅で育児をする家庭を支援するため在宅育児支援金を支給します。生後3か月目から1歳まで。引き続き1歳からも在宅で保育をする場合は、4歳の誕生月の前月まで支給。30,000円/月。
高等学校等教科書助成	高等学校等の教科書等を県の制度と合わせて助成します。
高校生通学費等助成	高校生に通学費等を県の制度と合わせて助成します。
町営バス定期券10/10減免	日南小中学校に通う児童生徒のバス定期券を無料で発行します。

3 子どもが健やかに成長できる教育環境の整備

3-① 親になるための学習推進

次代の親を育成していくために、幼いころからの継続的かつ系統的な学習や経験の中で、自分や他者の命の尊さを認識し、自尊感情を高めていけるように努めます。また、地域や歴史、人とのつながりの中で生きていくことの意義を伝えていくよう努めます。

施策・事業名	概要
赤ちゃんを迎えるためのパパママ応援教室	妊娠期から親としての意識を育み、出産や育児に対する不安などの解消に努め、夫婦で育児をしていく姿勢を考えることができる内容にしています。先ばい親子に参加してもらうことや子育て支援センターで行うことをきっかけに妊娠中からの仲間づくりができるように努めます。
伝統文化の伝承活動	地域に古くから伝わる行事や文化にふれる機会を設け、積極的に伝承の担い手を育成するよう努めます。教育委員会あそ美クラブでも実施しています。
地域資源への理解を促す活動	地域資源についてそれらがあることにどんな意味や意義があるのかを学習する機会を積極的に設け、理解を深められるよう努めます。
いのちの教育	保育園・小学校・中学校に通う児童及び保護者を対象に継続的かつ系統的に命について考える学習会を行い、自分や他者の命の尊さを認識し、自尊感情を高めていけるように支援していきます。

3-② 保育園・小・中学校での教育の充実

【保育園】

現在、本園と分園2園で計3園となっています。中心となる本園以外は小規模保育園ですが、地域の特色を活かし、子ども一人ひとりの発達に即したきめ細かい環境を整え、日南町の自然を大いに取り入れた保育を展開していきます。

3歳未満児の保育の充実を図るとともに町内の待機児童がないように人員体制も整えていきます。保護者が子育て相談を気軽にできるように努めるとともに、発達の気になる子どもへの対応として、継続して支援担当の保育士を配置し障がい児保育の専門性をいかした保育の充実に努めます。

【小・中学校】

平成21年度に日南小学校を開校以来、保育園との連携も含め、様々な面で小中学校が連携した活動を進めてきました。また平成18年度から実施している保小中一貫教育の取り組みを進め、確かな学力と生き抜く力の育成に努め、「知」「徳」「体」のバランスのとれた学校教育を推進していきます。

今後は、複雑化・多様化する学校現場の課題等を解決するために、地域とともにある学校づくりを目指して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みの導入を検討します。社会総がかりで教育の充実を図ることが重要となり、「どのような子どもたちを育てるか」をとともに議論し、目標やビジョンを共有し、協働による取り組みを進めていきたいと思います。

さらに、豊かな心・確かな社会性を育む教育やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による子ども支援のための体制づくりを進め、家庭・地域との連携を図ります。ふるさとを理解し、ふるさとを愛する児童・生徒の育成に努めます。

施策・事業名	概要
赤ちゃんを迎えるためのパパママ応援教室	妊娠期から親としての意識を育み、出産や育児に対する不安などの解消に努め、夫婦で育児をしていく姿勢を考えることができる内容にしています。先ばい親子に参加してもらうことや子育て支援センターで行うことをきっかけに妊娠中からの仲間づくりができるように努めます。
伝統文化の伝承活動	地域に古くから伝わる行事や文化にふれる機会を設け、積極的に伝承の担い手を育成するよう努めます。教育委員会あそ美クラブでも実施しています。
地域資源への理解を促す活動	地域資源についてそれらがあることにどんな意味や意義があるのかを学習する機会を積極的に設け、理解を深められるよう努めます。

施策・事業名	概要
いのちの教育	保育園・小学校・中学校に通う児童及び保護者を対象に継続的かつ系統的に命について考える学習会を行い、自分や他者の命の尊さを認識し、自尊感情を高めていけるように支援していきます。
保育園と小・中学校の一貫教育の推進	日南町の子どもが安心して一貫した教育が受けられるように保育園・小学校・中学校の連携を深めていきます。
体力づくりの推進	子どもが歩いたり、身体を動かす機会が増えていくように、各機関で具体的な取り組みを推進していきます。
テレビゲームメディアと関わる時間の縮小	長時間のメディア（テレビ、ビデオ、DVD、インターネット、スマホ、ゲーム等）漬けの弊害について啓発し、メディアとの付き合い方（メディア・リテラシー）について学ぶ機会を設けるとともに、子どもが自然の中で五感を養う体験を多く持てるように働きかけ、子どもの健全な心身の発達を支援していきます。
異年齢児交流保育	小規模園では普段の生活から、いろんな年齢の人とのかかわり経験を増やし、一緒に過ごすことで役立ち感や憧れ感などが引き出せるようにしています。クラス運営の保育園では、3歳以上児と1～2歳未満児の集まりに分かれて「わくわくの日」に交流しながら異年齢児との出会い・触れ合い体験を増やしていきます。
町内の園同士による4～5歳児の交流保育	町内の保育園に通う4～5歳児の子ども同士が交流できる日を設けています。交流を通して体験や出会いを広げ、自分の思いを伝える力、友だちの話をきける力を高めていくように努めます。
年長児合同保育	小学校就学前の早い時期から、各保育園に通う年長児が仲間作りができるように合同保育を実施しています。仲間とともに就学に向けての期待感や安心感を得ることで、小学校生活にスムーズに入れるように支援します。
手づかみ食べの推進	手づかみ体験が少ないために、手先の不器用さや自立性の遅れが気になる子どもが増えてきています。食べ物に直接触れることで、自分で食べる意欲を引き出したり、脳の発達や指先の成長を促していく「手づかみ食べ」を推進しています。子どもたちが本来持つ能力を引き出していけるよう支援します。
自然と戯れる保育	自然の中にどんどん入っていく保育を展開し、五感を通して生きた感覚を子どもたちが取り入れていけるように支援します。
目で見て分かる保育	子どもが「今すること」「次すること」「手順」「誰？」「何？」「なぜ？」等の見通しをより良く理解していけるように、必要時には言葉だけでなく絵や写真も使用した工夫を凝らした保育を展開します。
身体の基礎作り	持続力、持久力、集中力、同じ姿勢を維持する力、手足を伸ばしたり縮めたりする力、を着実に身につけていけるように、計画性を持って遊びや運動を取り入れていきます。
支援担当保育士の配置による保育支援指導の実施	保育園全園の職員の意識統一を図り、保護者に楽しい子育てへの向き合い方や具体的な遊びの提供等を行い、子育てへの困り感を和らげるかかわりをしています。また、各関係機関との連携の窓口となり一人一人に応じた手立てを考え、出生～就園～就学～就学後にかけて一貫した日南町の子育て体制作りを視野に入れ、子どもへの支援強化を図っています。
キャリア教育の推進	小学校・中学校でボランティア活動や職場体験等の活動等、キャリア教育を実施し、生徒一人一人の勤労観、職業観を育成します。

3-③ 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもを社会全体で育てていくために、家庭や地域の教育力を総合的に高めていくよう努めていきます。

施策・事業名	概要
地域に信頼される学校づくりへの取り組み	小中学校から「学校だより」やホームページで学校についての情報をお知らせするとともに、学校評議員や学校関係者評価委員のみなさんをはじめ、地域の方の意見を聞き、学校経営に生かします。また、地域の方に授業や活動に参加いただいたり、子どもたちが地域の行事等にボランティアで参加したりするなどし、交流を図ります。
子どものためのボランティア活動の周知及び支援	にちなん子ども応援隊を発足し、学校支援を行っています。コーディネーターを配置するなど、学校を支える体制づくりを充実させ、学校・家庭・地域の連携強化を図りながら様々な支援を行います。
人権教育の推進	保育園・小学校・中学校・PTA・地域との連携を密にし、人権教育の推進を図ります。
家庭読書の推進	月1回以上、家庭で読書活動を実施するよう啓発に努めます（家庭読書の日）。
保護者向けの読書啓発	子どもの読書を推進するため、子育て支援センター、福祉保健課、保育園、小中学校と連携し、保護者に向けた講演会を開催するなど啓発活動に努めます。（親子絵本の城事業）
給食試食会及び懇談会の実施	保護者、生産者、地元の方などを対象に給食試食会と懇談会を実施しています。

3-④ 豊かな人間性の育成

心豊かな生活の実現のために、平成17年度、日南町文化センターに指定管理者制度を導入し、民間の自由で柔軟な発想による文化芸術活動が行われています。今後も、各地域で守り育まれてきたかけがえのない歴史・文化的資産を保存、保護し、次世代へ継承するとともに、住む人が誇りと愛着を持てるような地域づくりに努めます。

また、図書館では、引き続き親子向けの本の貯蔵数を充実させ、各家庭や子育て支援センター・保育園・小中学校に向けて、貸し出しや読み聞かせなどを行います。美術館では、隣接する小中学校とも連携した教育普及事業に取り組んでいきます。家庭、学校、地域社会が一体となった豊かな人間性の育成が推進されるよう努めます。

施策・事業名	概要
青少年育成事業	夏休みや冬休み等の長期休暇中に小学生を対象に野外活動、工作、実験などを取り入れた「にちなん子クラブ」を開催し、交流と体験、仲間意識の向上を目指し、青少年の健やかな成長を支援します。また、絵画教室を開催するなど美術教育を推進し、豊かな人間形成と生きる力を育成していきます。
青少年芸術鑑賞事業	小中学生に音楽・演劇・人形劇等の優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。また、日本や世界の民俗芸能の鑑賞を通じて、日本文化や異文化の理解を深める機会を提供します。
親子絵本のお城事業	日南町こどもゆめ基金で図書館に子ども用絵本を購入し蔵書数を充実させます。
乳幼児・保育園児小学生への読み聞かせ	図書館内ではおはなし会を開催したり、子育て支援センターなどへ出かけたりして定期的に読み聞かせを行います。保育園では、各園を毎月一回ずつ訪問し絵本や紙芝居の読み聞かせを行い、小学校では「朝の読書」の時間などに出かけて読み聞かせを行なうことで読書への関心を高めるよう努めます。
小学校・中学校での学習支援	町図書館が学校図書館と連携し、各教科の学習を深めるための図書館活用教育を推進し、参考となる図書の貸し出しや授業内容にそったブックトーク等の支援を行います。

施策・事業名	概要
子育て支援センター 保育園・小学校 中学校への図書の貸出	子育て支援センターへは乳幼児用の絵本や保護者のための図書を、保育園へは毎月各園に物語や知識絵本などのセットを、小学校へは各学級に多様な分野の図書のセットを、それぞれ貸し出し定期的に入れ替えを行っています。中学校においては、図書委員が自ら町図書館で選定した図書を学級用に貸し出しています。子ども達が本を身近に感じ、読書意欲や感性を高めるよう努めています。
学校現場との連携	授業の一環として、美術館で展示会を鑑賞する際には学芸員による展示の説明を行います。また、学校現場との連携をさらに深め、児童生徒の芸術鑑賞教育の場としての美術館の利用促進に努めます。
児童生徒の作品展示	日野郡児童画コンクールの受賞作品など、子供たちの作品を美術館・ふるさと祭り等で展示、鑑賞する機会を提供し、子供たちの創作意欲の向上と美術への関心を深めます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

4-① 若者と子育て親子の定住支援

若者定住については、いきいき定住条例の継続による経済支援を継続していきます。近年の福祉関連、木材加工関連企業の誕生による若者世代の労働力の需要拡大や、全国から農林業研修制度への参加など新たな定住ニーズもあります。このような住宅需要に対して、関連施策と連携した定住対策が今後必要となると考えられます。

定住に対する直接的な支援はさることながら、定住の基盤である雇用、生活の潤い、地域内交流など他の施策と連携した総合的な定住環境整備に取り組みます。

施策・事業名	概要
日南町いきいき定住促進条例 定住奨励金	定住する意志のある者で、町内に居住する新規学卒者、及び本町に転入した50歳未満の者が町内又は通勤できる町外の事業所等に就職して3年を経過したとき、定住奨励金を交付し若年層の定住化を促進します。
日南町いきいき定住促進条例 住宅等補助金	日南町いきいき定住促進条例の出産祝金、結婚祝金、定住奨励金に該当した（する）者が、その該当事由発生前1年、発生後2年の間に、その該当事由に沿った住宅の改修、取得を行った場合に、住宅等補助金を交付し、若年層の住宅整備を支援します。
日南町いきいき定住促進条例 結婚祝金	夫婦とも定住の意志ある者が結婚したときに結婚祝金を交付し、若年層の定住化を促進します。
公営住宅における良質な住宅の供給	継続して既存公営住宅の必要に応じた修繕を推進し、良質な住宅の供給に努めます。
良好な住環境整備の推進	定住対策として未利用町有地を活用し子育て世帯等のための良好な住環境整備を推進します。
空き家情報活用制度	空き家の中で、売買や賃貸可能な住宅の確保に努めます。
地域雇用の創出	国の雇用政策に（基金事業）等を活用しながら、企業などの支援を図るとともに地域雇用の創出に努めます。
田舎生活の良さを発信	若者に魅力ある雇用の場所を確保する一方、3世代家族の魅力や田舎暮らしの良さを積極的に発信し、若者就業者の確保やU・I・Jターン希望者の受け入れに努めます。また、側面支援として、「日南町農業後継者養成奨学金給付条例」に基づき若い農業後継者に奨学金の給付を行います。

4-② 子育てに配慮したまちづくり

子どもや子ども連れの親子が安心して外出できるよう、子育て世帯にやさしい環境の整備を推進します。これまで利用されていた公園や緑地は、今後さらに高齢化が進み、地域のボランティアだけでは管理できなくなる場所も出てきます。公園、緑地については地域と連携をとりながら活用及び管理に努めます。

施策・事業名	概要
安心・安全な道路整備の推進	通学路の歩道整備を推進するとともに、既存道路施設の定期的な点検、補修を実施し安全・安心な道路整備に努めます。
日南町中心地域整備構想の推進	中心地域に定住促進を目的としたエリアの検討するとともに、子育て親子のニーズにも対応した良好な住環境整備を推進します。
子どもの遊び場の確保	子ども連れの親子や児童が安心して出かけ、自然の中で身体を動かしてかいっぱい遊びまわれる環境の整備に努めます。また、公園の整備についても検討して行きます。

5 家庭と仕事の両立支援

5-① 家庭生活と仕事生活との両立支援・職場の環境づくり

働きながらも子育てしやすい環境を整えるためには、子育て家庭への各種サービスのみでは限界があり、働く人達全体で子育てを支える基盤づくりが必要となります。各種サービスの充実を図るとともに、子育てをしやすい職場づくりへの啓発に努めます。

施策・事業名	概要
病後児保育	日南病院小児科開設日の月・木曜日以外でも内科医で対応し、病後児保育を実施します。病児保育は、日南病院小児科医の状況を踏まえ検討していきます。
企業・職場における子育て意識の啓発	父親の育児参加や育児休業の取得の奨励、労働時間の短縮など、子育てしやすい職場環境について啓発に努めます。人権センターの人権啓発や男女共同参画での取り組みがあります。
ノー残業デイ及びノーテレビデー親子読書の推進	残業しない日（ノー残業デイ）をつくり、家庭で過ごす時間を確保できるように地域全体に向けて啓発を行い、併せて町全体でノーテレビデーや読書についても推進し、親子でかわる時間や触れ合う時間の確保に努めます。
小学生を対象にした長期休暇中の預かり体制の整備	核家族の増加や祖父母世代の就業率の向上及び高齢化などを背景として必要になった小学校長期休暇中の子どもの安全かつ健全な居場所を、今後も継続して開設し、あそ美クラブ事業やサマースクール等も活用しながら実施していきます。

5-② 男女がともに育てる家庭づくりへの支援

本町では「日南町男女共同参画プラン」を策定し、男女が「互いに認め、支えあい、輝いて生きていくため」にさまざまな取り組みを行ってきました。今後も男女がいそいそと子育て生活ができるよう、特に男性の育児への参加意識を高めていくとともに、子どもが安心感の中で育まれる家庭づくりへの支援に努めます。

施策・事業名	概要
日南町男女共同参画推進計画との連携	日南町男女共同参画推進計画との連携を図り、親も子もいそいそ暮らせるまちづくりを推進します。
父親の育児参加の啓発	赤ちゃんをむかえるためのパパママ応援教室への父親の参加の声かけや、支援センターのファミリーデーへの参加を呼びかけ、特に父親に対して今しかできない子育てのすばらしさを啓発していきます。

6 子どもの安全確保

6-① 子どもの事故防止や交通安全の確保

乳幼児期の不慮の事故による死亡や障がいゼロになるように、家庭のみならず社会全体の事故防止や安全への意識の高揚に努めます。また、幼児から高齢者まで各世代別の交通安全教育と意識啓発に努め、一人ひとりの交通マナーの向上と交通安全意識の高揚を図ります。

施策・事業名	概要
乳幼児の事故防止	新生児訪問、乳幼児健康診査の際に、子どもの事故予防について啓発しています。チェックリストなどを用いて意識的に家庭の環境整備ができるように支援し、不慮の事故の防止を呼びかけています。また、チャイルドシートの着用についても啓発しています。
交通安全対策	年4回実施される交通安全運動期間中には交通安全指導員による毎日の通学指導を行っています。PTAと連携し、通学路の安全点検や調査を行い、警察署や道路管理者と連携し、安心・安全な通学の確保に役立っています。
登下校中の安全確保	登下校中の安全確保のため、警察とも連携しながら、学校支援ボランティア（子ども支援応援隊）の皆さんに見守り活動に協力してもらいます。
交通安全施設の整備 教室の開催	道路照明・道路標識の整備、ガードレール、カーブミラーの設置等、安全対策を行います。また、保育園・小学校・中学校において交通安全教室を行います。

6-② 子どもを犯罪などから守るための活動

子どもを犯罪から守るために、各機関が協力して子ども自身に安全教育を行ったり、保護者として子どもを守るために出来ることを学ぶ機会を設けたりして、子どもの安全を確保します。

施策・事業名	概要
安全教育の促進	不審者を想定した子ども対象の誘拐等の未然防止の教育を行います。
不審者への対応 不審者情報の提供	不審者への対応を定めたマニュアルに基づいた訓練を行なうとともに、地域や保護者とも連携した対策を行います。警察署、教育委員会など関係機関と連携し、不審者が出没した際に速やかにFAX等で各保育園、小中学校へ情報を流し、防犯情報の提供体制の強化を図ります。不審者情報の中で緊急を要するものについては、保護者の携帯電話にメール送信を行ったり、防災無線で情報を発信したり、迅速な対応に努めます。
携帯電話・インターネット の正しい使い方の指導	スマートフォンやタブレット、PC等、インターネットの適切な使い方に関する情報モラル教育を推進します。また、保護者に対しては、ペアレンタルコントロールの必要性について啓発していきます。
有害サイトなどから 児童を守る活動の推進	インターネットの有害サイトなど、メディアにおける有害情報から児童を守るフィルタリングサービスなど、ペアレンタルコントロールについての啓発活動に努めます。また、児童が有害情報から身を守るように、情報を正しく読み解く力を養う教育に努めます。

7 支援を必要とする子どもなどへの取り組みの推進

7-① 児童虐待予防・防止対策の充実

児童虐待に対応するため、児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、予防と早期発見・早期対応を適切に行うとともに、児童虐待予防と防止対策を図ります。

施策・事業名	概要
日南町保護を要する児童地域支援協議会	多様化する児童家庭問題に対応するため、関係機関相互の連携を図りながら、事前の発生予防啓発のあり方、早期発見と援助の在り方を検討し、今後の育児支援の充実と施策の推進を図ります。
民生委員・児童委員及び関係機関との連携	民生委員・児童委員との連携を深め、見守る体制を強めていきます。子育て支援センター・保育園・小中学校と定期連絡会を持ちながら、情報の共有・支援方針について協議を行うことにより、児童虐待の予防・早期発見を図ります。また、支援を要する児童・生徒の情報を共有化し、連携した支援を行います。
児童虐待防止研修会への参加及び勸奨	町単独での実施はしていませんが、西部地区や県等の研修会に関係機関と共に参加し、正しい知識を持ち有事の際適切に対応ができる体制を進めていきます。
児童虐待防止啓発事業	児童虐待防止に関わる機関及び町民に対して、児童虐待防止を啓発していきます。また、通報の義務について、周知を図ります。
養育支援訪問	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、児童相談所の指導を受けながら、保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。

7-② ひとり親家庭などの自立支援の援助

全国的な離婚件数の増加は、「ひとり親と子ども」の世帯の増加につながっています。ひとり親の世帯は、職業と子育てを両立させるための心理的負担・経済的負担が大きく、社会からの孤立感を感じやすい傾向にあるといわれています。経済的負担の軽減を図るとともに、母子自立支援員や関係機関との連携のもと、相談事業や就労の援助を充実させます。

施策・事業名	概要
母子家庭等の親への自立就業支援	母子自立支援員が母子家庭などに対し、経済や教育などの相談に応じていきます。また、求職活動など、自立に向けての支援の充実を図ります。
母子家庭高等技能訓練促進費等事業	母子家庭の就業支援として、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関で就業する場合において、給付金を支給します。
児童扶養手当支給事業(ひとり親家庭助成制度)	ひとり親家庭の安定と自立の促進に寄与するために児童扶養手当を支給します。
ひとり親家庭医療費助成制度	所得税が非課税のひとり親家庭を対象とした医療費の助成を行います。
ひとり親家庭中学校卒業時記念品の贈呈	中学校卒業する児童一人に対して、図書券を贈呈します。
ひとり親家庭小・中学校入学支度金	ひとり親家庭で小・中学校入学に際し、入学支度金を助成します。

7-③ 障がい児施策の充実

施策・事業名	概要
障害者自立支援法による自立支援給付・地域生活支援	ホームヘルプ、児童デイサービス、ショートステイなどの訓練など給付、移動支援などの地域生活支援を行います。
障害児福祉手当の支給	重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方に手当てを支給します。
障がい児保育及び教育の充実	個々への適切な援助と一貫した支援が提供できるように、専門機関や関係機関が連携をとりながら、障がい児保育、及び特別支援教育の推進・充実に努めます。
心身障がい児（者）などの医療費助成	心身障がい児（者）を対象にした医療費の助成を行います。
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業の対象となっている在宅の児に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

7-④ 地域療育支援の充実

施策・事業名	概要
ひのぐんぐん発達相談指導事業	乳幼児健診や地域療育支援事業などで発達上経過観察が必要と思われる乳幼児に対して、子どもの姿を見立てをしてもらうとともに、親子遊びや工作等の小集団活動を通して子どもの経験の幅を広げたり、保護者の仲間づくりや子どもへのかかわり方を学ぶ機会を確保するために、個別相談や集団教室を開催しています。これは県と日野郡3町の連携の下で支援を行っています。
5歳児健診の事後相談	子育て相談として、子育ての不安や困りごと、発達についての心配事などがある場合、保育活動専門員の相談を実施しています。心理発達相談においては、発達の評価を行い、得意な分野や苦手な分野を細かく知ることで、子どもへの関わり方を一緒に考えています。必要に応じて、就学に向けて支援を継続し、保育園とともに小学校や教育委員会へと連携を図ります。
地域療育支援（巡回発達相談）	保育園を巡回し、子どもに関わる保護者・保育者・その他関係職種に対し、学識経験者から療育指導を受け、町内の療育支援の向上を図ります。また、特に必要があるケースについては、児の療育方針を検討し、適宜専門機関につなげて、児の継続的な支援に努めます。併せて、保護者の支援に考慮していきます。
子ども支援連絡会議の運営	子ども支援連絡会議の運営は教育委員会が行い、各機関で情報交換を行い、共通理解を図ることにより連携を強化し、子どもたちへの支援体制を充実させ、保育園・小学校・中学校への移行をスムーズに行うよう努めています。 乳幼児期から就労に至るまでを一貫した支援体制の整備を図るため、組織図を作成し、一貫した支援が提供できるようなシステムを構築していきます。

第4章 子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

※小学校区、中学校区、行政区などを想定

	子ども子育て支援法に規定する事業	区域
教育・保育	1号認定（3～5歳 幼児期の学校教育のみ）	〇か所
	2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）	町全域
	3号認定（0歳、1～2歳の年齢区分ごと保育の必要性あり）	町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 放課後児童クラブ事業（放課後児童クラブ）	町全域
	② 延長保育事業（保育園での事業）	〇か所
	③ 病後児保育事業	町全域
	④ 一時預かり事業	町全域
	⑤ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	町全域
	⑥ 利用者支援事業（にっこり子育て相談事業）	町全域
	⑦ 子育て短期支援事業（一時預かり、ショートステイ）	〇か所
	⑧ ファミリー・サポート・センター事業 お互い様互助会事業	町全域
	⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）	町全域
	⑩ 養育支援訪問指導事業	町全域
	⑪ 妊婦健診事業	町全域
	⑫ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	町全域
	⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	〇か所
	⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む）を設定し、量の見込みに対応する教育・保育施設ならびに地域型保育事業による提供体制及び実施時期を以下のように定めます。

日南町に居住する子どもについて、「認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業）、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえた量で設定します。

(1) 教育・保育の必要性の認定区分

認定区分	対象	利用先
1号認定	子どもが満3歳以上で教育を希望する場合 (法19条1項1号)	・幼稚園（新制度） ・認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で保育を希望する場合 (保護者それぞれ保育が必要な事由に該当する場合) (法19条1項2号)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で保育を希望する場合 (保護者それぞれ保育が必要な事由に該当する場合) (法19条1項3号)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

(2) 就学前児童の推計人口

(人)

年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	10	11	17	16	16	16	16	16
1歳	19	12	14	16	16	16	16	16
2歳	18	19	13	13	16	16	16	16
3歳	15	17	18	13	13	16	16	16
4歳	26	16	20	18	13	13	16	16
5歳	22	28	15	19	18	13	13	16

※平成29～31年は住民基本台帳登録人口

※令和2～6年は平成27～31年の住民基本台帳より推計

(3) 量の見込み

(人)

年度			R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育	1号認定	3～5歳	0	0	0	0	0
	2号認定	3～5歳	50	44	42	45	48
	3号認定	1～2歳	29	32	32	32	32
		0歳	3	3	2	2	2

※量の見込みの算出に当たっては、ニース調査の結果について国が示す算出手引きに従い算出

(4) 提供体制

年度			R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育	1号認定	3～5歳	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	2号認定	3～5歳	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	3号認定	1～2歳	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		0歳	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子育て支援法に規定する事業	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
1 放課後児童クラブ	計画(人)	登録児童数	施設数	計画(人)	登録児童数	施設数	計画(人)	登録児童数	施設数	計画(人)	登録児童数	施設数	計画(人)	登録児童数	施設数
	60	60	1	60	60	1	60	60	1	60	60	1	60	60	1
2 延長保育事業 (18時以降)	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(人)	実人数	施設数	計画(人)	実人数	施設数	計画(人)	実人数	施設数	計画(人)	実人数	施設数	計画(人)	実人数	施設数
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3 病後児保育事業	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数
	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1
4 一時預かり事業	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数	計画(日)	延べ人数	施設数
	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1
5 地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場)	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(人回)	—	施設数	計画(人回)	—	施設数	計画(人回)	—	施設数	計画(人回)	—	施設数	計画(人回)	—	施設数
	20	—	1	20	—	1	20	—	1	20	—	1	20	—	1
6 利用者支援事業 (にっこり子育て相談室)	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数
	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1	1	—	1
7 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) (ショートステイ)	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数	計画(カ所)	—	施設数
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 ファミリー・サポート・センター	量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策		量の見込	確保方策	
	計画(人)	延べ人数(人)	施設数	計画(人)	延べ人数(人)	施設数	計画(人)	延べ人数(人)	施設数	計画(人)	延べ人数(人)	施設数	計画(人)	延べ人数(人)	施設数
	60	60	1	60	60	1	60	60	1	60	60	1	60	60	1
9 乳児全戸訪問事業 (新生児訪問)	量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定	
	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無
	16	1	—	16	1	—	16	1	—	16	1	—	16	1	—
10 養育支援訪問事業	量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定		量の見込	事業実施予定	
	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無	計画(人)	有	無
	20	1	—	20	1	—	20	1	—	20	1	—	20	1	—
11 妊産婦検診事業	量の見込	—		量の見込	—		量の見込	—		量の見込	—		量の見込	—	
	計画(回)	—	—	計画(回)	—	—	計画(回)	—	—	計画(回)	—	—	計画(回)	—	—
	16	—	—	16	—	—	16	—	—	16	—	—	16	—	—
12 子どもを守るための地域 ネットワーク機能強化 事業	—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定	
	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無
	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1
13 実費徴収に伴う補足給付 事業	—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定	
	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無
	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1
14 多様な主体の参入促進・ 能力活用事業	—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定		—	事業実施予定	
	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無	—	有	無
	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1	—	—	1

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

子育て支援法に規定する事業	事業内容
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えます。
延長保育事業（18時以降）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の時間において、保育所等において保育を実施します。
病後児保育（施設型）	病気回復期において、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童に対して、看護師等が一時的に保育を実施します。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において預かり、必要な保育を行います。
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。
利用者支援事業（にっこり子育て相談室）	子どもやその保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用出来るよう、子育て支援情報の提供や相談及び助言を行うとともに関係機関と連絡調整を行います。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気や出産・冠婚葬祭等で数日間にわたって子どもの保育が出来ないとき、宿泊も含めた子どもの保育を実施します。
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者の恒常的な残業等の理由により、児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる事業ですが、希望者の状況により、対応を施設等と検討します。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人（お願い会員）と育児の援助を行い人（引き受け会員）との相互援助活動に関する連絡調整を行ないます。
お互い様互助会事業	ファミリー・サポート・センター事業と仕組みは同じですが、利用料がかかりません。日南町社会福祉協議会独自事業。
乳児全戸訪問事業（新生児訪問）	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境の把握等を行い、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
養育支援訪問事業	様々な要因で養育が困難な家庭に対して、保健師等が定期的に訪問し、育児に関する技術指導・養育者の精神的サポートを行なうことにより、養育上の諸問題の解決軽減を図り、家庭において安定した養育が可能となるよう支援を行います。
妊産婦健診事業	妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時必要に応じた医学的検査を実施します。
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待の発生予防、早期発見・対応に資することを目的に、市町村の要保護児童対策地域協議会の職員や関係機関等の専門性の強化や連携の強化を図る事業です。
実費徴収に伴う補足給付事業	幼稚園や保育園の保育料は、国が定める公定価格をもとに町が条例により利用負担額を設定しますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されています。
多様な主体の参入促進・能力活用事業	市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な経費の一部を補助する事業です。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育無償化に伴い、今後無償化の対象となる事業所が町内に開設したときは、適正な施設等利用の給付を実施します。

第5章 計画の推進

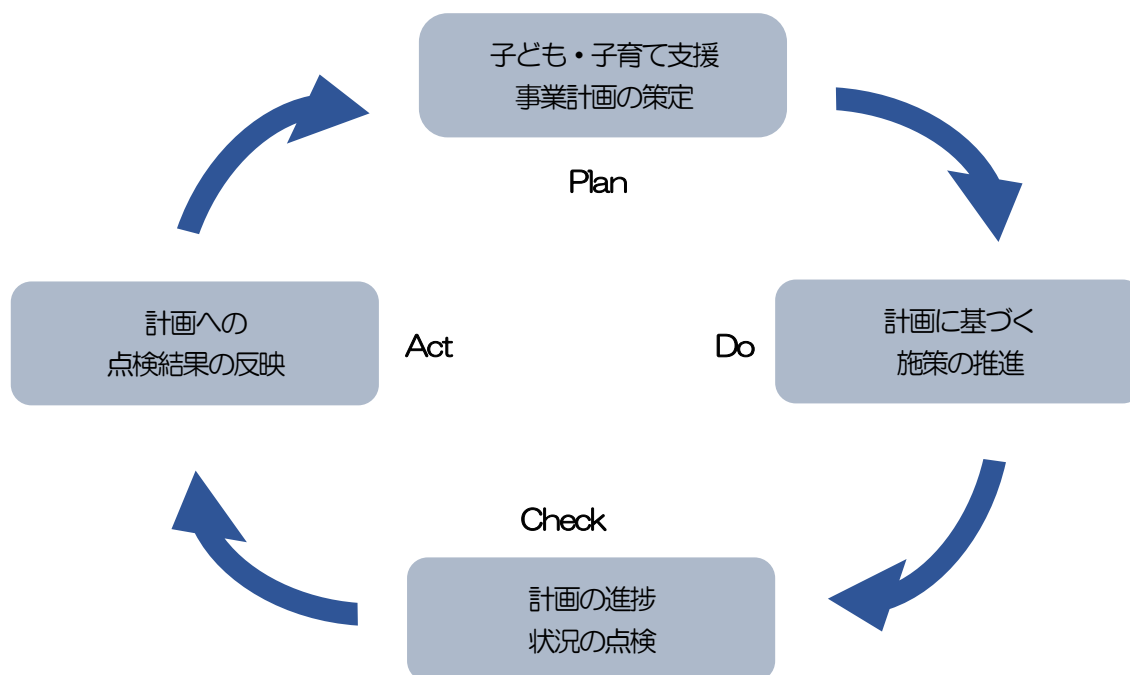
1 計画の推進

本計画は、福祉、保健、医療、教育など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政各機関一体となり横断的な施策に取り組むとともに、子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、計画の実現に向けて取組みを広げていくことが重要です。子育てを社会全体で見守り、育ちあう地域、将来にわたり持続可能な町となるようみんなで取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策を、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を点検・評価することが重要です。また、計画の推進においては、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、的確に反映するためにもあらゆる機会を通じて住民意見を把握し、利用者の視点に立った施策・事業の推進を図ります。

なお、計画期間中においても、社会情勢やニーズの変化等により計画に定めた量の見込みや内容に大きな変動が見込まれる時には、必要に応じて計画の見直しも行っています。



資料

日南町こどもゆめ基金管理運営規則

規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、日南町こどもゆめ基金（平成19年条例第18号。以下「基金」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営審議会)

第2条 この基金の運営について審議するため、日南町こどもゆめ基金運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は18名以内の委員で組織する。
- 3 審議会は、別紙の機関、団体のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第3条 審議会に付議する事項及び審議会から答申のあった事項の具体的な取り組み実施方策について検討するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は7名以内の委員で組織する。
- 3 幹事会は、別紙の機関、団体のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 幹事会は幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(所掌事務)

第4条 審議会は、町長の諮問に基づいて次の審議を行う。

- (1) 日南町子ども・子育て支援事業計画目標達成への取り組みの方向性等について
- (2) 「こどもゆめ基金」の活用計画並びに資金計画について
- (3) 行政政策等への提案について
- (4) その他必要な事項

- 2 幹事会は、審議会から答申で示された日南町子ども・子育て支援事業計画目標達成への取り組みの方向性等に基づき、その具体的な実施方策について検討し、行政関係機関に対し具体的な提案を行う。具体的な実施方策が行政機関の所掌事務を越える場合には、その具体的実施方策と関連する行政機関から実施方策を提案する。

(庶務)

第5条 審議会及び幹事会の庶務は、福祉保健課が行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの他、審議会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長及び幹事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年8月22日から施行する。

第2条 この規則は、日南町こどもゆめ基金条例（平成19年条例第18号）が廃止されたときに失効する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年12月9日から施行する。

別表 第2条及び第3条関係

	運営審議会	幹事会
(1)	子育てグループ代表	町社会福祉協議会事務局代表
(2)	にちなん保育園保護者代表	町商工会事務局代表
(3)	分園山の上保育園保護者代表	町教育委員会事務局代表
(4)	分園石見保育園保護者代表	企画課代表
(5)	中学校保護者代表	住民課代表
(6)	小学校保護者代表	保育園代表
(7)	小学校教職員代表	福祉保健課代表
(8)	中学校教職員代表	
(9)	保育園職員代表	
(10)	町自治協議会代表	
(11)	町商工会代表	
(12)	町建設業協会代表	
(13)	町林業協会代表	
(14)	町社会福祉協議会代表	
(15)	町教育委員会代表	
(16)	町民生児童委員協議会代表	
(17)	町民代表	
(18)	行政代表	

日南町こどもゆめ基金運営審議会委員名簿

委員任期 [平成30年9月1日～令和2年5月31日]

	委員区分	役職	委員氏名
1	子育てグループ代表	カンガルークラブ会長	潜 木 陽 子
2	保育園保護者代表	にちなん保育園保護者会代表	小 竹 賢
3	保育園保護者代表	山の上保育園保護者代表	北 垣 祐 輔
4	保育園保護者代表	石見保育園保護者代表	上 田 真 介
5	小中学校保護者代表	日南小中学校PTA会長	鎌 倉 弘 憲
6	小中学校保護者代表	日南小中学校PTA副会長	中 村 建 治
7	小学校職員代表	日南小学校長	吉 田 章 一
8	中学校職員代表	日南中学校長	吹 野 玉 枝
9	保育園職員代表	にちなん保育園長	段 塚 直 哉
10	町自治協議会代表	日南町自治協議会代表	榎 尾 稔 正
11	町商工会代表	日南町商工会青年部	西 尾 直 樹
12	町建設業協会代表	日南振興(株)	浅 川 佳 紀
13	町林業協会代表	日南町森林組合代表理事組合長	平 田 広 志
14	町社会福祉協議会代表	日南町社会福祉協議会会長	中 村 秀 人
15	町教育委員会代表	日南町教育委員	中 島 義 人
16	町民生児童委員協議会代表	日南町主任児童委員	若 月 好
17	町民代表	町民代表	清 水 景 子
18	行政代表	日南町副町長	丸 山 悟

【事務局】

	福祉保健課	課長	渡 邊 輝 紀
	福祉保健課	室長	片 岡 慎 也
	福祉保健課	保健師	岩 佐 詩 織
	福祉保健課	事務員	松 浦 真由子

検討の経過

	開催日	検討事項等
第1回	令和元年11月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・「子ども・子育て支援事業計画」の策定の必要性について
第2回	令和2年2月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果の報告 ・第1期子ども・子育て支援事業計画総括 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた検討
	令和2年3月12日(木) ～3月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント 実施
	令和2年3月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県 子育て王国課 協議
第3回	令和2年3月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期子ども・子育て支援事業計画(案)策定



第2期日南町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行

日南町福祉保健課

〒689-5211

鳥取県日野郡日南町生山511-5

電話 (0859) 82-0374

FAX (0859) 82-1027